

外国人雇用



QUESTION AND ANSWER



ひと、暮らし、みらいのために

厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare

大阪労働局職業安定部職業対策課
ハローワーク(公共職業安定所)

<https://jsite.mhlw.go.jp/osaka-roudoukyoku>

外国人雇用 Q & A もくじ

- Q1. 外国人を採用したいと考えていますが、採用することができる外国人とは、こういった在留資格を持っている人たちをいうのですか。 1
- Q2. 外国人が入国するときの手続きはどうなっていますか。 6
- Q3. 在留管理制度とは、どのような制度ですか。 8
- Q4. 就労の資格がない外国人を雇った場合はどうなりますか。 13
- Q5. 留学生をアルバイトとして雇用する場合、どのような点に注意すればよいですか。 . . 15
- Q6. 外国人留学生を卒業後、採用することができますか。 16
- Q7. 技能実習制度とは、どのような制度ですか。 18
- Q8. 「特定技能1号・2号」とは、どのような在留資格ですか。 21
- Q9. ワーキング・ホリデーとは、どのような制度ですか。 24
- Q10. 高度人材ポイント制とは、どのような制度ですか。 25
- Q11. 外国人労働者の職業相談・紹介を行っている窓口はありますか。 27
- Q12. 人材紹介会社や人材派遣会社を利用するときの注意点はありますか。 28
- Q13. 募集や面接時に注意することはありますか。 29
- Q14. 日本語能力試験の合格者は、どのくらいのレベルですか。 30
- Q15. 外国人労働者を雇用する場合、労働関係法令や社会保険は適用されるのですか。 31
- Q16. 外国人雇用状況届出制度とは、どのような制度ですか。 34
- Q17. 外国人労働者に対する税金はどうなりますか。 39
- Q18. 外国人の身元保証人になった場合、その責任はどこまで負うのでしょうか。 40
- Q19. 外国人労働者の雇用管理や職業生活等についてアドバイスを受けることはできますか。 . 41
- Q20. 外国人労働者を雇用する場合、どのような点を考慮すればよいのでしょうか。 42

Q1.

外国人を採用したいと考えていますが、採用することができる外国人とは、どういう在留資格を持っている人たちをいうのですか。

外国人の方は、出入国管理及び難民認定法（以下「入管法」という）により我が国に在留して行うことのできる活動又は我が国に在留できる身分若しくは地位が定められており、誰でも採用できるという訳ではありません。これを類型化したものを“在留資格”といい、就労の可否により以下のように分けることができます。

※ 就労とは「収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動」に従事することを意味します。

◎活動に基づく在留資格

(1) 特定された就労活動が認められる在留資格

外交、公用、教授、芸術、宗教、報道、高度専門職（1号イ・ロ・ハ、2号）、経営・管理、法律・会計業務、医療、研究、教育、技術・人文知識・国際業務、企業内転勤、介護、興行、技能、特定技能（1号・2号）、技能実習（1号イ・ロ、2号イ・ロ、3号イ・ロ）、特定活動

※ 「特定活動」は、就労が認められるかどうかは個々の許可内容によって異なりますので、「指定書」の記載内容に注意してください（在留資格が「特定活動」の外国人の方には、指定された活動の内容が記載された「指定書」が交付（もしくは旅券（パスポート）に添付）されており、その「指定書」により就労できる方か否かの確認を行うことができます。）（→P24を参照）。

(2) 就労を認めていない在留資格

文化活動、短期滞在、留学、研修、家族滞在

※ 「留学」、「家族滞在」の在留資格で在留する外国人の方については、本来の活動に支障がない限り、事前に地方出入国在留管理官署で資格外活動の許可を受ければ、風俗営業等が営まれている事業所を除き、1週間28時間以内のアルバイトが可能です（→P15を参照）。

なお、「文化活動」の在留資格の方については、個別の状況により資格外活動が許可される場合があります。

※ 就労を許可された在留資格を有しているか、又は資格外活動許可を受けている外国人の方は、その証明となる就労資格証明書の交付を受けることができます（→P12を参照）。

※ 現在、新型コロナウイルス感染症感染防止のため帰国便が確保できず、本邦での生計維持が困難であると認められるときは、「短期滞在」（90日）や「特定活動」（6月）の在留資格の方でも、資格外活動が許可される場合があります。

このほか、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う在留特例措置の詳細については、出入国在留管理庁のホームページをご確認ください。

(http://www.moj.go.jp/isa/nyuukokukanri01_00154.html)

【QRコードはこちら】



◎身分又は地位に基づく在留資格

(3) 就労に制限がない在留資格

永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者

在留資格一覧表

第1. 我が国で一定の活動を行うための在留資格

1. 特定された就労活動が認められる在留資格（入管法 別表第一）

一.

在留資格	本邦において行うことができる活動〔例〕	在留期間
外 交	日本国政府が接受する外国政府の外交使節団若しくは領事機関の構成員、条約若しくは国際慣行により外交使節と同様の特権及び免除を受ける者又はこれらの者と同一の世帯に属する家族の構成員としての活動 〔外国政府の大使、公使、総領事等とその家族〕	「外交活動」を行う期間
公 用	日本国政府の承認した外国政府若しくは国際機関の公務に従事する者又はその者と同一の世帯に属する家族の構成員としての活動（外交の項に掲げる活動を除く。） 〔外国政府の職員等とその家族〕	5年、3年、1年、3月、30日又は15日
教 授	本邦の大学若しくはこれに準ずる機関又は高等専門学校において研究、研究の指導又は教育をする活動 〔大学の教授、講師など〕	5年、3年、1年又は3月
芸 術	収入を伴う音楽、美術、文学その他の芸術上の活動（興行の項に掲げる活動を除く。） 〔作曲家、画家、著述家など〕	5年、3年、1年又は3月
宗 教	外国の宗教団体により本邦に派遣された宗教家の行う布教その他の宗教上の活動 〔外国の宗教団体から派遣される宣教師など〕	5年、3年、1年又は3月
報 道	外国の報道機関との契約に基づいて行う取材その他の報道上の活動 〔外国の報道機関の記者、カメラマンなど〕	5年、3年、1年又は3月

二.

在留資格	本邦において行うことができる活動〔例〕	在留期間
高度専門職 1号	高度の専門的な能力を有する人材として法務省令で定める基準に適合する者が行う次のイからハのいずれかに該当する活動であって、我が国の学術研究又は経済の発展に寄与することが見込まれるもの イ 法務大臣が指定する本邦の公私の機関との契約に基づいて研究、研究の指導若しくは教育をする活動又は当該活動と併せて当該活動と関連する事業を自ら経営し若しくは当該機関以外の本邦の公私の機関との契約に基づいて研究、研究の指導若しくは教育をする活動 ロ 法務大臣が指定する本邦の公私の機関との契約に基づいて自然科学若しくは人文科学の分野に属する知識若しくは技術を要する業務に従事する活動又は当該活動と併せて当該活動と関連する事業を自ら経営する活動 ハ 法務大臣が指定する本邦の公私の機関において貿易その他の事業の経営を行い若しくは当該事業の管理に従事する活動又は当該活動と併せて当該活動と関連する事業を自ら経営する活動	5年

高度専門職 2号	1号に掲げる活動を行った者であって、その在留がわが国の利益に資するものとして法務省令で定める基準に適合する者が行う次に掲げる活動 イ 本邦の公私の機関との契約に基づいて研究、研究の指導又は教育をする活動 ロ 本邦の公私の機関との契約に基づいて自然科学又は人文科学の分野に属する知識又は技術を要する業務に従事する活動 ハ 本邦の公私の機関において貿易その他の事業の経営を行い又は当該事業の管理に従事する活動 ニ イからハまでのいずれかの活動と併せて行う教授の項から報道の項までに掲げる活動又は法律・会計業務の項、医療の項、教育の項、技術・人文知識・国際業務の項、介護、興行の項若しくは技能の項に掲げる活動（イからハまでのいずれかに該当する活動を除く。）	無期限
経営・管理	本邦において貿易その他の事業の経営を行い又は当該事業の管理に従事する活動（法律・会計業務の項に掲げる資格を有しなければ法律上行うことができないこととされている事業の経営若しくは管理に従事する活動を除く。） 〔企業の経営者、管理者など〕	5年、3年、 1年、4月又は 3月
法律・会計業務	外国法事務弁護士、外国公認会計士その他法律上資格を有する者が行うこととされている法律又は会計に係る業務に従事する活動 〔弁護士、公認会計士など〕	5年、3年、 1年又は3月
医療	医師、歯科医師その他法律上資格を有する者が行うこととされている医療に係る業務に従事する活動 〔医師、歯科医師、薬剤師、看護師など〕	5年、3年、 1年又は3月
研究	本邦の公私の機関との契約に基づいて研究を行う業務に従事する活動（教授の項に掲げる活動を除く。） 〔政府関係機関や企業等の研究者など〕	5年、3年、 1年又は3月
教育	本邦の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、専修学校又は各種学校若しくは設備及び編制に関してこれに準ずる教育機関において語学教育その他の教育をする活動〔小・中・高等学校の語学教師など〕	5年、3年、 1年又は3月
技術 ・ 人文知識 ・ 国際業務	本邦の公私の機関との契約に基づいて行う理学、工学その他の自然科学の分野若しくは法律学、経済学、社会学その他の人文科学の分野に属する技術若しくは知識を要する業務又は外国の文化に基盤を有する思考若しくは感受性を必要とする業務に従事する活動（教授の項、芸術の項及び報道の項に掲げる活動並びに経営・管理の項から教育の項まで、企業内転勤、介護の項及び興行の項に掲げる活動を除く。） 〔機械工学等の技術者、通訳者、デザイナー、企業の語学教師など〕	5年、3年、 1年又は3月
企業内転勤	本邦に本店、支店その他の事業所のある公私の機関の外国にある事業所の職員が本邦にある事業所に期間を定めて転勤して当該事業所において行う技術・人文知識・国際業務の項に掲げる活動〔外国の事業所からの転勤者など〕	5年、3年、 1年又は3月
介護	本邦の公私の機関との契約に基づいて介護福祉士の資格を有する者が介護又は介護の指導を行う業務に従事する活動〔介護福祉士〕	5年、3年、 1年又は3月
興行	演劇、演芸、演奏、スポーツ等の興行に係る活動又はその他の芸能活動（経営・管理の項に掲げる活動を除く。） 〔歌手、ダンサー、プロスポーツ選手など〕	3年、1年、 6月、3月、 又は15日
技能	本邦の公私の機関との契約に基づいて行う産業上の特殊な分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する活動 〔外国料理の調理師、宝石・貴金属加工の職人など〕	5年、3年、 1年又は3月
特定技能1号	法務大臣が指定する本邦の公私の機関との雇用に関する契約に基づいて行う特定産業分野であって法務大臣が指定するものに属する法務省令で定める相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する活動	1年、6月 又は4月
特定技能2号	法務大臣が指定する本邦の公私の機関との雇用に関する契約に基づいて行う特定産業分野であって法務大臣が指定するものに属する法務省令で定める熟練した技能を要する業務に従事する活動	3年、1年 又は6月

技能実習 1号	イ 技能実習法上の認定を受けた技能実習計画(第一号企業単独型技能実習に係るものに限る。)に基づいて、講習を受け、及び技能等に係る業務に従事する活動 [技能実習生]	法務大臣が個々に指定する期間(1年を超えない範囲)
	ロ 技能実習法上の認定を受けた技能実習計画(第一号団体監理型技能実習に係るものに限る。)に基づいて、講習を受け、及び技能等に係る業務に従事する活動 [技能実習生]	
技能実習 2号	イ 技能実習法上の認定を受けた技能実習計画(第二号企業単独型技能実習に係るものに限る。)に基づいて技能等を要する業務に従事する活動 [技能実習生]	法務大臣が個々に指定する期間(2年を超えない範囲)
	ロ 技能実習法上の認定を受けた技能実習計画(第二号団体監理型技能実習に係るものに限る。)に基づいて技能等を要する業務に従事する活動 [技能実習生]	
技能実習 3号	イ 技能実習法上の認定を受けた技能実習計画(第三号企業単独型技能実習に係るものに限る。)に基づいて技能等を要する業務に従事する活動 [技能実習生]	法務大臣が個々に指定する期間(2年を超えない範囲)
	ロ 技能実習法上の認定を受けた技能実習計画(第三号団体監理型技能実習に係るものに限る。)に基づいて技能等を要する業務に従事する活動 [技能実習生]	

※ 「高度専門職」については、P25～P26（高度外国人材ポイント制）を参照。

※ 「特定技能1号・2号」については、P21～P23を参照。

※ 「技能実習制度」については、P18～P20を参照。

※ それぞれの在留資格について、法務省令で定める基準に適合することが求められているので、詳細は「出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令」を参考にしてください。（出入国在留管理庁のホームページに掲載されています。）

2. 就労が認められない在留資格（入管法 別表第一）

三.

在留資格	本邦において行うことができる活動〔例〕	在留期間
文化活動	収入を伴わない学術上若しくは芸術上の活動又は我が国特有の文化若しくは技芸について専門的な研究を行い若しくは専門家の指導を受けてこれを修得する活動（留学の項及び研修の項に掲げる活動を除く。） 〔日本文化の研究者など〕	3年、1年 6月又は3月
短期滞在	本邦に短期間滞在して行う観光、保養、スポーツ、親族の訪問、見学、講習又は会合への参加、業務連絡その他これらに類似する活動 〔外国からの旅行者など〕	90日若しくは30日又は15日以内の日を単位とする期間

四.

在留資格	本邦において行うことができる活動〔例〕	在留期間
留 学	本邦の大学、高等専門学校、高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）若しくは特別支援学校の高等部、中学校（中等教育学校の前期課程を含む。）若しくは特別支援学校の中学部、小学校若しくは特別支援学校の小学部、専修学校若しくは各種学校又は設備及び編制に関してこれらに準ずる機関において教育を受ける活動 〔大学・短期大学・高等専門学校等の学生、高等学校・専修学校等の生徒など〕	法務大臣が個々に指定する期間（4年3月を超えない範囲）

研 修	本邦の公私の機関により受け入れられて行う技能等の修得をする活動（技能実習1号の項及び留学の項に掲げる活動を除く。） 〔研修生〕	1年、6月 又は3月
家族滞在	教授から文化活動（技能実習を除く。）までの在留資格をもって在留する者又は留学の在留資格をもって在留する者の扶養を受ける配偶者又は子として行う日常的な活動	法務大臣が個々に指定する期間（5年を超えない範囲）

※ 留学生の資格外活動によるアルバイトについては、P15を参照。

3. 就労が認められるかどうかは個々の許可内容によるもの（入管法 別表第一）

五.

在留資格	本邦において行うことができる活動〔例〕	在留期間
特定活動	法務大臣が個々の外国人について特に指定する活動 〔本邦大学卒業生、外交官等の家事使用人、ワーキング・ホリデー、アマチュアスポーツ選手、インターンシップ生、EPAに基づく看護師又は介護福祉士など〕	5年、3年、 1年、6月、 3月 又は 法務大臣が個々に指定する期間（5年を超えない範囲）

※ 「ワーキング・ホリデー」制度及び「特定活動」の方を雇い入れる場合の注意点については、P24を参照。

第2. 我が国での活動に制限のない在留資格（入管法 別表第二）

在留資格	本邦において有する身分又は地位	在留期間
永 住 者	法務大臣が永住を認める者	無期限
日本人の配偶者等	日本人の配偶者若しくは民法（明治29年法律第89号）第817条の2の規定による特別養子又は日本人の子として出生した者 〔日本人の配偶者・実子・特別養子など〕	5年、3年、 1年又は6月
永住者の配偶者等	永住者の在留資格をもって在留する者若しくは特別永住者（以下「永住者等」と総称する。）の配偶者又は永住者等の子として本邦で出生しその後引き続き本邦に在留している者	5年、3年、 1年又は6月
定 住 者	法務大臣が特別な理由を考慮し一定の在留期間を指定して居住を認める者 〔第三国定住難民、日系3世、中国残留邦人など〕	5年、3年、 1年、6月 又は 法務大臣が個々に指定する期間 （5年を超えない範囲）

★ 外国人の入国や在留手続きに関するご相談は、
「外国人在留総合インフォメーションセンター」（P53を参照）へお問い合わせください。

Q2.

外国人が入国するときの手続きはどうなっていますか。

1 外国人が有効な旅券（パスポート）を取得する。

外国人が日本へ入国するためには、有効な旅券（パスポート）が必要です（入管法第3条）。旅券には所持者である外国人の氏名、性別、生年月日等の身分事項、国籍の証明、保護を依頼する文言等が記載されており、これを持たずに日本へ入ると不法入国となります。

2 外国人が在外公館（現地の日本大使館等）において査証（ビザ）を行う。

旅券を持っているだけではまだ上陸はできず、さらに「この者は正当な理由と資格があつて入国するものである。」という受入国政府（＝日本）による推薦が必要です（査証免除対象者を除く）。この推薦を査証（ビザ）といいます。

※ このとき、在留資格認定証明書を有している場合は、それを提出することにより査証の発給が円滑に行われます。

この在留資格認定証明書とは、「短期滞在」を除く目的により日本に上陸しようとする外国人又は当該外国人の代理人からあらかじめ地方出入国在留管理官署に申請があった場合に、当該外国人の申請している活動内容が在留資格に定める活動に該当し、かつ、基準に適合しているかを事前に審査し、条件に適合していると認められた場合に発行される証明書です。

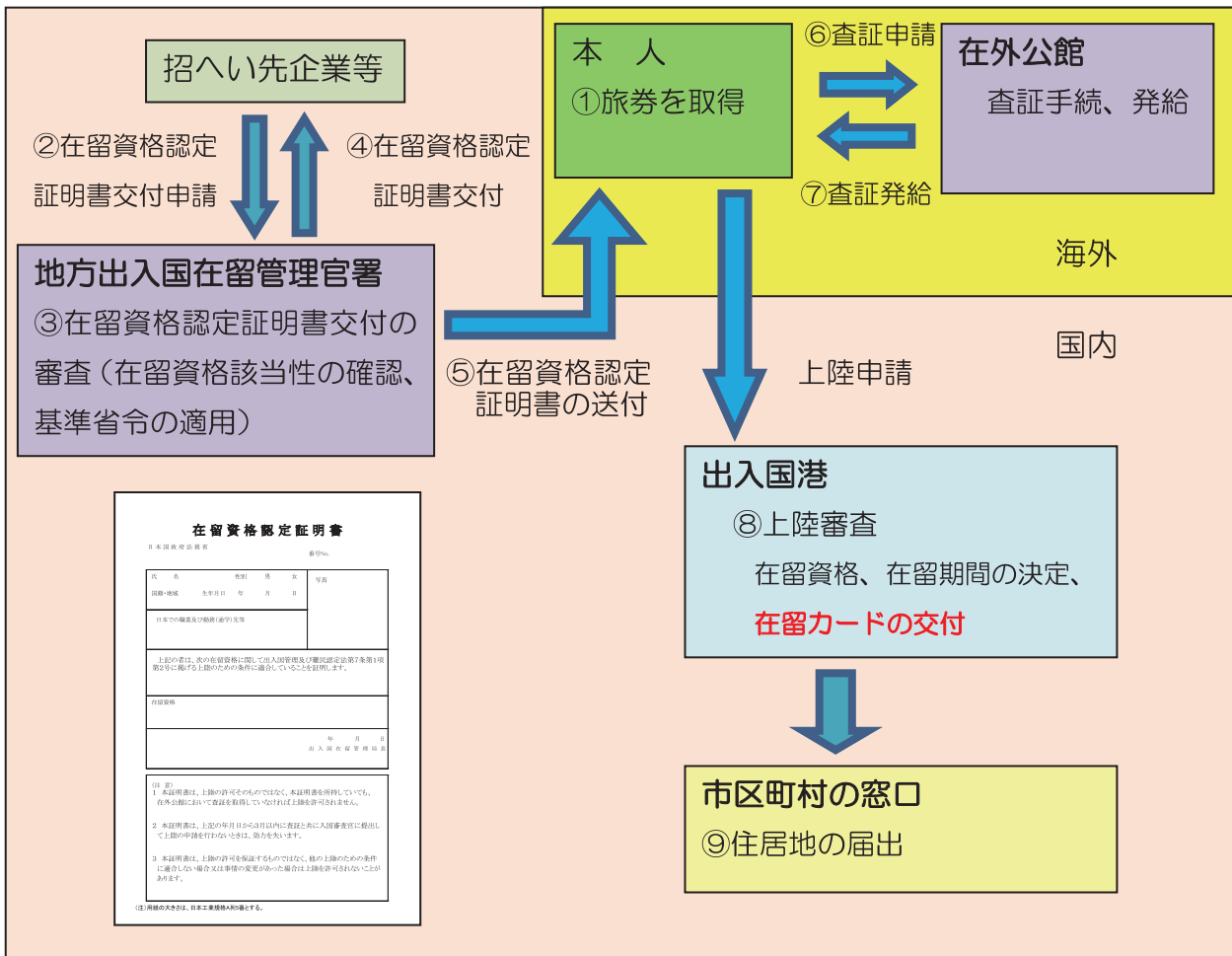
3 外国人が出入国港で入国審査官から上陸審査を受け、上陸許可の証印を受けて在留資格、在留期間が付与され、中長期在留者には『在留カード』が交付される（P8～P11を参照）。

—— 就労活動を目的とした中長期在留外国人の入国及び在留手続の手順（次頁参照） ——

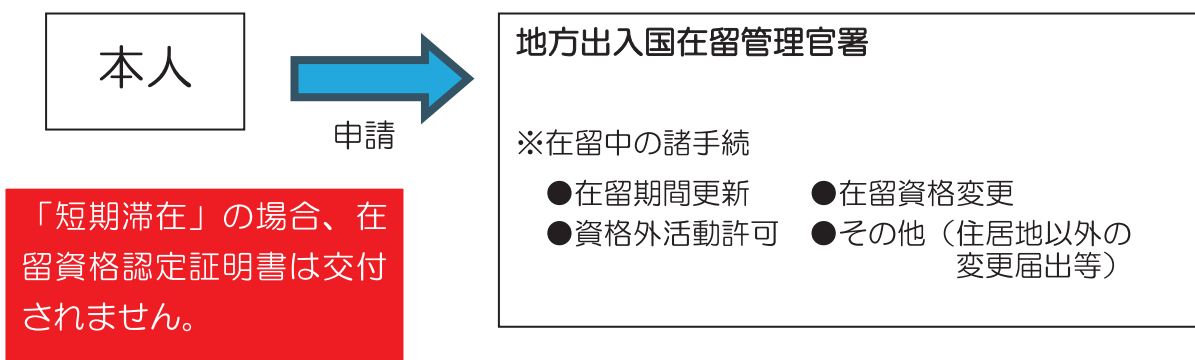
- ① 本人が旅券を取得
- ② 本人又はその代理人が地方出入国在留管理官署に在留資格認定証明書の交付申請
- ③ 地方出入国在留管理官署における在留資格認定証明書交付の審査
- ④ 在留資格認定証明書交付
- ⑤ 外国にいる本人に在留資格認定証明書を送付
- ⑥ 本人が日本の在外公館へ査証の申請
- ⑦ 在外公館で査証手続及び発給
- ⑧ 出入国港において上陸審査（在留資格、在留期間の決定、※在留カードの交付）
- ⑨ 住居地を定めてから14日以内に、在留カードを持参の上、住居地の市区町村窓口でその住居地を法務大臣に届け出る（旅券に『在留カードを後日交付する』旨の記載がなされた方を含みます。その場合には、当該旅券を持参のうえ手続をしてください。）。
※ 在留中に在留期間更新、在留資格変更、資格外活動許可等の必要がある場合は、地方出入国在留管理官署で必要な申請を行う。

就労活動を目的とした中長期在留外国人の入国及び在留手続の手順

1 中長期在留外国人の入国手続



2 中長期在留外国人の在留手続の手順



Q3.

在留管理制度とは、どのような制度ですか。

- (1) 平成24年7月9日の改正入管法の施行に伴い、外国人登録制度は廃止されました。

現在の在留管理制度は、平成24年の改正入管法が施行まで、**入管法に基づいて入国管理官署が行っていた情報の把握と、外国人登録法に基づいて市町村が行っていた情報の把握を基本的に一つにまとめて、外国人の方の在留管理に必要な情報を継続的に把握していくための制度で、そのことによって適法に在留する外国人の方の利便性の向上が図られます。**

具体的には、我が国に中長期にわたり適法に在留する外国人の方に「**在留カード**」が交付されています。

特別永住者の方については、在留管理制度の対象となりませんが、外国人登録法が廃止されたこと及び従来の外国人登録証明書がその法的地位等を証明するものであったことなどから、これと同様の証明書として「特別永住者証明書」が交付されます。

なお、特別永住者の方については、「外国人雇用状況届出書」の提出は不要ですので、採用決定後においても国籍の確認や「特別永住者証明書」の提示を求めないようご注意ください（P29及びP34参照）。

- (2) 「在留カード」の交付対象者

在留管理制度の対象となっているのは、入管法上の在留資格をもって適法に我が国に中長期にわたって在留する外国人で、具体的には、次の①～⑥のいずれにもあてはまらない外国人の方です。

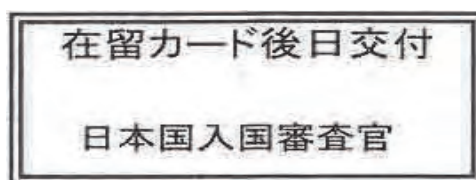
- ① 「3月」以下の在留期間が決定された者
- ② 「短期滞在」の在留資格が決定された者
- ③ 「外交」又は「公用」の在留資格が決定された者
- ④ ①から③の外国人に準じるものとして法務省令で定める者
- ⑤ 特別永住者
- ⑥ 在留資格を有しない者

※みなし特別永住者証明書等の有効期間及び切替場所はP12参照

(3) 出入国港における在留カードの交付について

現在、成田空港、羽田空港、中部空港、関西空港、新千歳空港、広島空港及び福岡空港においては、旅券に上陸許可の証印をするとともに、上陸許可によって中長期在留者となった方には在留カードを交付しています。

その他の出入国港においては、旅券に上陸許可の証印をし、その近くに次のように記載されます。この場合には、中長期在留者の方が市区町村の窓口当該旅券を持参の上、住居地の届出をした後に在留カードが交付されることとなります（原則として、地方出入国在留管理官署内から届出をした住居地に郵送されます）。



●旅券には以下のような証印シールが貼付されています。

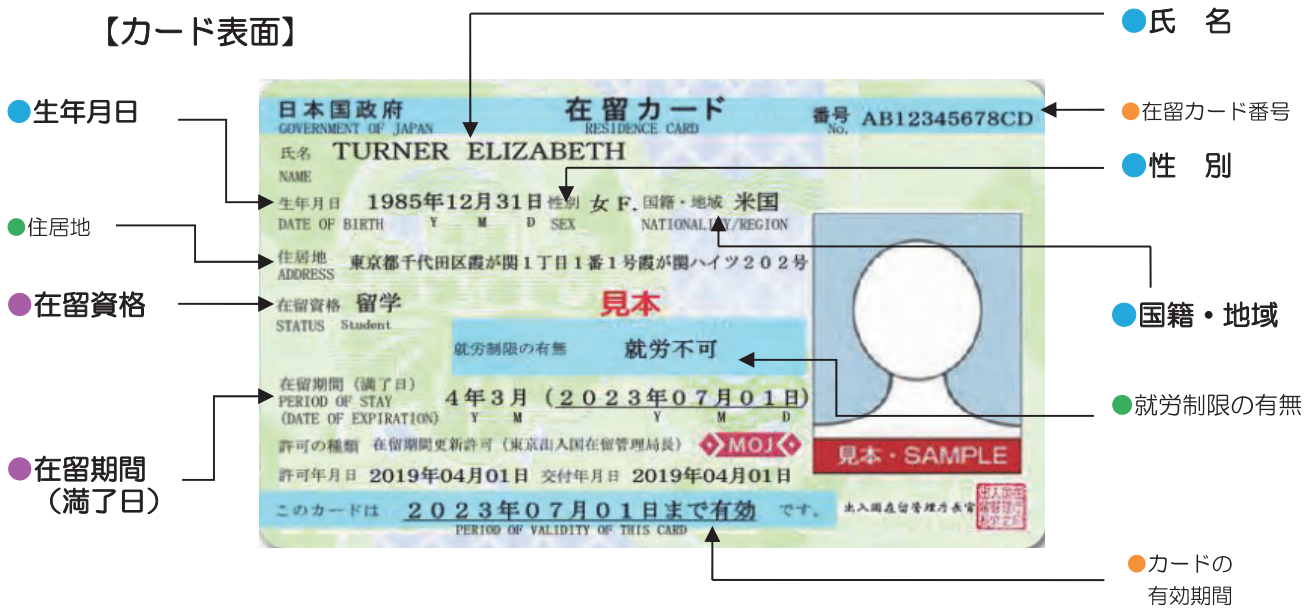
在留資格変更許可	在留期間更新許可	上陸許可証印
<p>在留資格変更許可 CHANGE PERMIT</p> <p>在留資格 Status:</p> <p>在留期間 Period:</p> <p>在留期限 Until:</p> <p>許可番号 許可年月日</p> <p style="text-align: center;">出入国在留管理局長</p>	<p>在留期間更新許可 EXTENSION PERMIT</p> <p>在留資格 Status:</p> <p>在留期間 Period:</p> <p>在留期限 Until:</p> <p>許可番号 許可年月日</p> <p style="text-align: center;">出入国在留管理局長</p>	<p>JAPAN IMMIGRATION INSPECTOR 上陸許可 LANDING PERMISSION</p> <p>許可年月日 Date of Permit:</p> <p>在留期限 Until:</p> <p>在留資格 Status:</p> <p>在留期間 Duration:</p>

※ なお、平成24年7月9日以降に、中長期在留者に該当するものとして在留資格変更許可及び在留期間更新許可された内容については、旅券への上記証印シールの貼付はされません（許可された内容に基づく新しい在留カードが交付されます）。

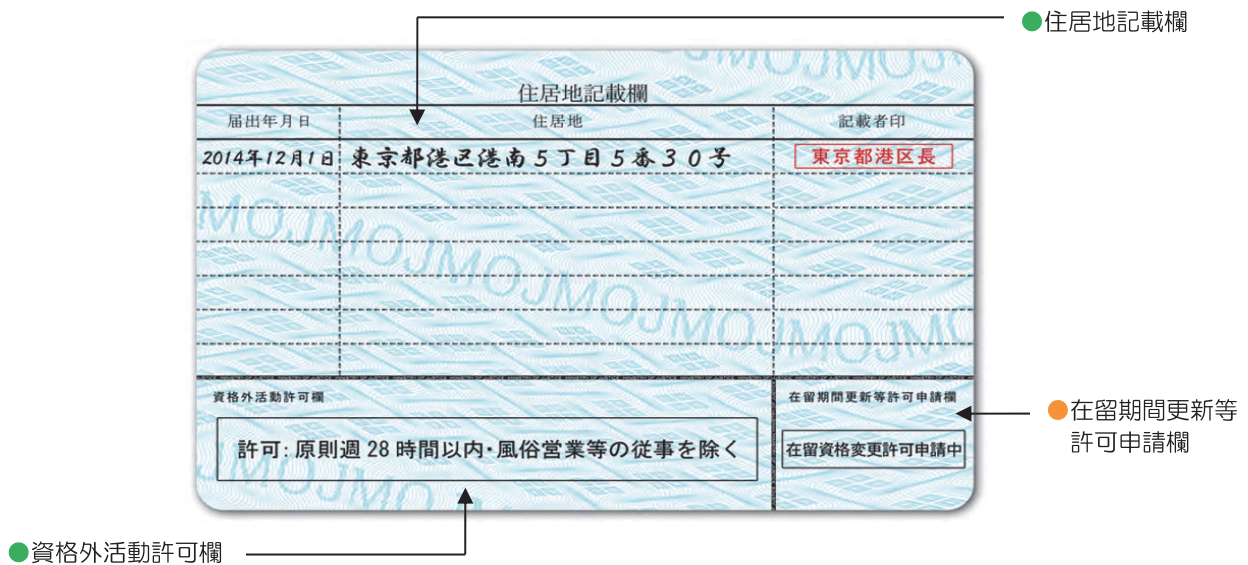
★在留管理制度にかかる詳細は、大阪出入国在留管理局（P53を参照）にお問い合わせください。

在 留 カ ー ド

【カード表面】



【カード裏面】



- ※ 従来の外国人登録証明書と比べて、記載事項が大幅に削減されています。
例えば、世帯主、出生地、旅券番号や職業（勤務地）などは記載されません。
- ※ 在留カードには、偽変造防止のためのICチップが搭載されており、カード面に記載された事項の全部又は一部が記録されています。
- ※ 在留カードには「有効期間」があります。

	16歳以上の方	16歳未満の方
永住者の方	交付の日から7年間	16歳の誕生日まで
永住者以外の方	在留期間の満了日まで	在留期間の満了日又は16歳の誕生日のいずれか早い日まで
高度専門職2号	交付の日から7年間	

身分事項

氏名・・・原則としてアルファベットによる表記となります。ただし、漢字による表記を希望される場合には、国籍・地域によりアルファベットに併せて漢字による氏名も表記することができます。なお、通称名については、在留カードには法律上も運用上も記載されません。

生年月日・・・西暦で記載されます。

性別

国籍・地域・・・外国人が所持している旅券を発行した国の国名、出入国管理及び難民認定法第2条第5号ロの定める地域については地域名を表示することが原則となっています（2つ以上の国籍を持つ外国人の方は、基本的の上陸許可や在留手続等により、中長期在留者となった時点の国籍・地域名となります。）。

住居・職業事項

住居地・・・本邦における主たる住居の所在地が表記されます。

住居地記載欄【裏面】・・・住居地を変更したときに、変更後の新しい住居地が記載されます。

就労制限の有無・・・就労が認められていない場合は「就労不可」と記載され、就労が認められている場合には、入管法別表第一の一又は二の在留資格は「在留資格に基づく就労活動のみ可」、特定活動は「指定書により指定された就労活動のみ可」、別表第二の在留資格は「就労制限なし」と記載されます。

資格外活動許可欄【裏面】・・・資格外活動許可を受けている場合には、許可の種類に応じて、「許可（原則週28時間以内・風俗営業等の従事を除く）」又は「許可（資格外活動許可書に記載された範囲内の活動）」と記載されます。

入国在留事項

在留資格・・・出入国管理の法令に基づいて外国人がいかなる上陸・在留の許可を受けているかを表しています。

在留期間（満了日）・・・日本国内に在留することのできる許可期限を表しています。
もし、この期限を超えて引き続き在留している場合は「不法残留」となります（ただし、在留期間更新等許可申請中の場合がありますので、裏面の記載も確認が必要です。）。

在留カード有効期間・その他

カード有効期間・・・在留カードの有効期間が記載されます。
これは、在留することのできる期間（在留期間）を意味するものではありません。

在留カード番号・・・「英字2桁＋数字8桁＋英字2桁」

在留期間更新等許可申請欄【裏面】・・・在留期間更新許可申請、在留資格変更許可申請をしたときに、これらの申請中であることが記載されます。
申請後、更新又は変更許可がされ、中長期在留者の場合には、新しい在留カードが交付されます。

在留カード等番号失効情報照会

出入国在留管理庁のホームページで在留カード等番号失効情報照会が行えます。
 (詳しくは、<https://lapse-immi.moj.go.jp/ZEC/appl/e0/ZEC2/pages/FZECST011.aspx>)
 また、新たに「在留カード等読取アプリケーション」が導入され、無料配布されております。
 (詳しくは、<http://www.moj.go.jp/isa/policies/policies/rcc-support.html>)

【在留カード等番号失効情報照会】

【在留カード等読取アプリケーション】



在留カードの偽変造防止対策

写真下の銀色のホログラムは、見る角度を90°変えると、文字の白黒が反転します。



カードを左右に傾けると、「MOJ」のホログラムが3D的に左右に動きます。



カードを上下に傾けると、カードの左端部分がピンク色に変化します。



カードを傾けると、「MOJ」の文字の周囲の絵柄がピンクからグリーンに変化します。

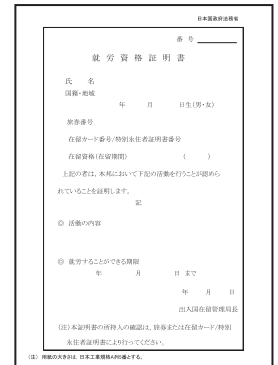


就労資格証明書

「就労資格証明書」とは、我が国に在留する外国人からの申請に基づき、その者が行うことができる収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を地方出入国在留管理局長が証明する文書です。

例えば、転職の場合、その会社で就労が認められるかどうか、具体的に「〇〇会社における△△の活動は上記に該当する」旨の証明がされます。

なお、現に有する在留資格に該当する活動であれば就労が認められますので、この「就労資格証明書」がなければ就労できないというものではありません。



みなし特別永住者証明書の切替え場所及び有効期間

切替えの申請先は、住居地の市区町村窓口になります。

対象となる方		切り替える期限
平成24年(2012年)7月9日に16歳以上であった方	次回確認(切替)申請期間の始期とされる誕生日が平成27年(2015年)7月8日までの方(※)	平成27年(2015年)7月8日まで
平成24年(2012年)7月9日に16歳未満であった方	次回確認(切替)申請期間の始期とされる誕生日が平成27年(2015年)7月9日以降の方(※)	次回確認(切替)申請期間の始期とされる誕生日まで
平成24年(2012年)7月9日に16歳未満であった方		16歳の誕生日まで

※次回確認(切替)申請期間の始期とされる誕生日は、外国人登録証明書の券面で確認できます。

Q4. 就労の資格がない外国人を雇った場合はどうなりますか。

(1) 不法就労とは次の場合をいいます。

- ① 出入国在留管理局から働く許可を受けずに就労する。
例)・留学生が資格外活動の許可を受けずにアルバイトをする。
・短期滞在の在留資格で働く。
- ② 在留資格を持たずに、あるいは、在留期間が経過した後も滞在して就労する。
例) 不法入国・不法残留(オーバーステイ)などの不法滞在の外国人が就労する。
- ③ 出入国在留管理局から認められた範囲を超えて働く。
例) 外国料理店の調理人として働くことを認められた人が、工場で労働者として働く。

※ 上記の者を雇った場合や、業として外国人に不法就労活動をさせたり、あっせんしたりした者は不法就労助長罪(入管法第73条の2)により3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金に処せられます。
なお、雇用事業主等が外国人の方であれば、退去強制事由にも該当します。

※ 不法就労を行った外国人や不法滞在している外国人に対しては、日本から退去強制されるほか3年以下の懲役若しくは禁錮若しくは300万円以下の罰金に処せられます。

(2) 就労の資格を確認するに当たって

就労の資格については、以下により確認を行うことができます。

なお、確認に当たっては、確認の趣旨を十分説明のうえ、本人の同意のもと採用を決定した後に行ってください。

- ◎ 外国人の在留資格及び在留期間は、「在留カード」(もしくは旅券(パスポート)上の上陸許可証印等)で確認ができます。

なお、現在の在留管理制度の下では、中長期在留者については「在留期間更新」や「在留資格変更」の許可を受けた際に、旅券への許可証印の貼付は行われず、その都度、新たな「在留カード」が交付されます。

- ◎ 資格外活動の許可を得ているか否かについては、「在留カード」の裏面、資格外活動許可書により確認することができます(→P15を参照)。
- ◎ 就労が許可された在留資格の外国人の方は、本人の申請により「就労資格証明書」の交付を受けることができます(→P12を参照)。
- ◎ 在留資格が「特定活動」の外国人の方には、指定された活動の内容が記載された「指定書」が交付(原則として旅券(パスポート)に添付)されています。その「指定書」により就労の可否を確認することができます(→P24を参照)。
- ◎ 外国人雇用状況届出制度については、P34~P38を参照してください。

大阪府警察より 外国人を雇用する事業主の皆様へ ～不法就労は犯罪です～

外国人を不法就労させた事業主も処罰の対象になります

- 1 外国人の不法就労は法律(出入国管理及び難民認定法)で禁止されています。
- 2 外国人を不法就労させた場合、雇用した事業主も処罰の対象になります。
- 3 外国人を雇用した際には厚生労働大臣(ハローワーク)へ届け出なければならないことが法律(労働施策総合推進法)で定められています。

不法就労となるケース

- ①不法滞在者等が働く(例:在留期限が切れた者、在留資格がない者が働く)
- ②働く許可を受けていないのに働く(例:留学生等が資格外活動許可を受けず働く)
- ③許可条件の範囲を超えて働く(例:留学生等が週28時間を超えて働く、風俗店で働く)

事業主が処罰対象となるケース

- ①不法就労させる・不法就労をあっせんする
3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金
(会社としての法人も併せて罰せられる)
(不法就労者であることを知らなかったとしても処罰されるケースもあります)
- ②外国人を雇用した際に、ハローワークへの届出をしなかった
30万円以下の罰金

不法就労者が摘発され、雇用主又は責任者が罰せられる事案が相次いでいます！
外国人の就労に関する法律上のルールを遵守し、適正な雇用をお願いします。

問い合わせ先 大阪府警察本部 警備部 外事課 (06-6943-1234)

口座売買防止にご協力ください

外国人が銀行口座を他人に売り、その口座がインターネットバンキングの不正送金先として利用される事案が増えています。

事業主の皆様には、雇用する外国人が口座売買等の犯罪に巻き込まれないように啓発をお願いします。

注意の ポイント

- ・ 口座を譲り渡す行為(有償・無償を問わない)
→ 犯罪による収益の移転防止に関する法律違反
〔1年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金〕
- ・ 譲渡・売却目的での口座開設
→ 詐欺罪(刑法246条)
〔10年以下の懲役〕



給与口座の開設時や退職時には、上記内容についての注意喚起をお願いします。

問い合わせ先 大阪府警察本部 警務部 高度情報推進局 サイバーセキュリティ対策課 (06-6943-1234)

Q5.

留学生をアルバイトとして雇用する場合、どのような点に注意すればよいですか。

「留学」の在留資格をもって在留する外国人の方は、原則として就労できませんが、事前に地方出入国在留管理局長から資格外活動の許可を受ければ、**1週28時間以内（夏季休業、冬季休業及び春季休業など、教育機関の学則等により定められている長期休業期間の間は1日8時間以内※）**で学業に支障を及ぼさない範囲でアルバイトをすることが可能です。

※ 長期休業期間中であっても、労働基準法第32条に定める労働時間を超えた就労を行うことはできません。ただし、風俗営業等が営まれている事業所での就労はできません。

また、学校を休学中の者及び退学・除籍となった者については、留学生としての本来の活動を行っていないことから、資格外活動は認められません。

したがって、留学生をアルバイトとして雇用しようとする際には、**資格外活動の許可を受けていることを確認することが必要**であり、その許可を受けていない留学生を雇用した場合、風俗営業等が営まれている事業所で就労させた場合又は許可された時間を超えて就労させた場合には事業主に対して罰則が適用されることがあります。

なお、この資格外活動の許可は、就労可能時間の内容を限度として勤務先や時間帯を特定することなく包括的に付与されるものです。

「留学」の在留資格で上陸許可を受けた方（「3月」の在留期間が決定された方を除く。）は、その際に資格外活動許可申請ができます。

【資格外活動許可書（A5サイズ）】

【在留カード】

※裏面に記載されています。（下記赤枠内）

【旅券（パスポート）】

※資格外活動許可の期限は在留カードの期限と異なる場合がありますので、ご注意願います。
（資格外活動許可の期限を超えてアルバイト等を行う事は出来ません。）



Q6.

外国人留学生を卒業後、採用することができますか。

- (1) 企業が卒業後の留学生を雇用しようとする場合は、入管法上、活動に応じた在留資格への在留資格変更許可申請を行い、許可を受ける必要があります。
在留資格変更許可申請にあたっては、従事させようとする職務内容、基準省令への適合のほか、留学生が専攻した科目と関連する業務に従事するのか、企業の雇用目的、給与、安定した雇用を確保する経営状況なども審査の対象となります。(変更後の主な在留資格については、17ページを参照。)
4月に入社が内定している場合、卒業見込みの段階で、変更許可申請を行うことが可能ですので、十分な時間的余裕をもって申請する必要があります。
なお、在留資格変更許可申請中の就労は認められていません。

○申請手続には、主に次の書類が必要です。

- ①在留資格変更許可申請書
- ②旅券及び在留カード
- ③申請人の活動内容（雇用契約書等）、学歴等を証明する書類（卒業証明書等）
- ④企業の事業内容を証明する書類（給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表、登記事項証明書、貸借対照表、損益計算書等）

※ ③及び④については、個々の申請人、企業により必要書類が異なりますので詳細は「法務省」のホームページで確認いただき、ご不明な点は「外国人在留総合インフォメーションセンター」（ともにP53を参照）へお問い合わせください。

- (2) 大学を卒業し又は専修学校専門課程において専門士の称号を取得して卒業した留学生が、同教育機関を卒業後も卒業前から引き続き行っている就職活動を継続することを目的として本邦への在留を希望する者で、当該教育機関による推薦がある場合には、「特定活動」への在留資格変更が許可され、さらに1回の在留期間更新が認められることにより最長1年間の滞在が可能となります。
その間、個別の申請に基づき週28時間以内の資格外活動許可が受けられます。

～求人のお申込みについて～

「求人申込書【大卒等】」については、貴社の所在地を管轄するハローワーク（P57を参照）へ提出願います。ご提出いただきました求人は、外国人雇用サービスセンター（大阪・東京・名古屋・福岡）を中心に全国のハローワークで公開され、応募希望者をご紹介します。（ご希望によりインターネットでの公開も可能です。）

また、「大阪外国人雇用サービスセンター」（P27及びP56を参照）では外国人の方の採用に向けたコンサルティングを行っており、在留資格と密接に関わる仕事内容や使用言語のレベル等、雇用したい人材に求める条件等をお聞きしながら、留学生・外国人の方が応募しやすい求人を作成方法をアドバイスしていますので、ご利用ください。

～外国人留学生採用に関する参考情報～

外国人留学生の採用や入社後の活躍に向けたハンドブック

留学生等の採用や活躍に向けて、企業が取り組む際に押さえておくの良い12のポイントをまとめています。

https://www.meti.go.jp/shingikai/economy/ryugakusei_katsuyaku_pt/pdf/20200228_01.pdf

【QRコードはこちら】



卒業後の留学生を雇用する際の主な在留資格について

卒業後の留学生が国内で就職する際、変更し得る主な在留資格として、

- (1) 技術・人文知識・国際業務
- (2) 特定活動（本邦大学卒業者）
- (3) 特定技能1号・2号

が挙げられます（特定技能1号・2号の詳細は、P21～P23参照）。

○活動内容と許可基準

	技術・人文知識・国際業務	特定活動 (本邦大学卒業者)
活動内容	① 理学、工学その他の自然科学分野に属する技術もしくは知識 ② 法律学、経済学、社会学その他人文科学分野に属する技術もしくは知識 ③ 外国の文化に基盤を有する思考又は感受性のいずれかを必要とする業務	本邦の大学等において修得した広い知識、応用能力等のほか、留学生としての経験を通じて得た高い日本語能力を活用する幅広い業務
許可基準	(①②の場合) 従事する業務に必要な技術や知識に係る科目を専攻し、大学院・大学・短大・高等専門学校・専修学校を卒業していること、または、10年以上の当該業務の実務経験があること (③の場合) 3年以上の当該業務の実務経験があること（大学院・大学・短大を卒業した者が通訳・翻訳、語学の指導に従事する場合は、経験不要）	・日本の4年制大学の卒業及び大学院の修了者であること（短大、専修学校、外国の大学卒及び大学院の修了は対象外） ・日本語能力試験N1又はBJTビジネス日本語能力テストで480点以上を有する者であること ・日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を受けること ・フルタイム雇用であること（パートタイム、アルバイト及び派遣社員は対象外）
	(①～③共通) ・日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を受けること ・就職先での企業等の事業が適正に行われ、安定性及び継続性が認められること	

○在留資格ごとの比較

	技術・人文知識・国際業務	特定活動 (本邦大学卒業者)	特定技能 1号	特定技能 2号
① 在留期間	制限なし、更新可	制限なし、更新可	上限5年	制限なし 更新可
② 日本語能力 (P30参照)	— (試験結果証明不要)	日本語能力試験N1又はBJT ビジネス日本語能力テスト 480点以上(試験結果証明必要)	日本語能力試験N4以上又は 国際交流基金日本語基礎テスト 合格者(特定技能1号のみ)	
③ 必要学歴	国内外の短大、大学、大学院又は 国内の専門学校(「専門士」の称号 を取得)のいずれかを卒業	国内の大学又は大学院卒業	不問 (年齢18歳以上)	
④ 仕事内容 (例)	海外営業、マーケティング、 エンジニア、通訳・翻訳、語 学教師、デザイナーなど	接客販売など業務中に日本語 を使う可能性がある仕事	14の特定産業 分野に該当する 仕事 (P22参照)	特定産業分野 のうち、建設、 造船・船用工業 の2分野のみ

★在留資格変更手続きの詳細については、外国人在留総合インフォメーションセンター(P53を参照)へお問い合わせください。

Q7.

技能実習制度とは、どのような制度ですか。

技能実習制度は、我が国で培われた技能、技術又は知識の開発途上地域等への移転を図り、当該開発途上地域等の経済発展を担う「人づくり」に寄与することを目的として創設された制度です。

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護を図るため、平成29年11月1日付けで「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」を施行し、その法律に基づき技能実習計画の認定及び監理団体の許可に関する事務を行う外国人技能実習機構が設立されました。

- ◎ 技能実習生が日本の国内に在留する資格には、「技能実習1号」・「技能実習2号」・「技能実習3号」の在留資格があり、1号の入国後講習開始時から（※1）労働関係法令の適用があります。

※1 団体監理型の場合は、1号の入国後講習修了後から適用となります。

- ◎ 技能実習生の受け入れについては、企業単独型（海外にある現地法人、合弁企業等事業上の関係を有する企業の社員を受け入れて行う活動）及び団体監理型（事業協同組合、商工会等の営利を目的としない団体が技能実習生を受入れ、傘下の企業等で技能実習を実施する活動）があります（→P19を参照）。

- ◎ 技能実習制度では、在留資格「技能実習1号」から「技能実習2号」、「技能実習2号」から「技能実習3号」へ移行することが可能な85職種156作業の移行対象職種があり、最大で5年間（※2）の滞在となります（→P20を参照）。

※2 技能実習3号へ移行するためには企業単独型技能実習では実習実施者が、団体監理型技能実習では監理団体及び実習実施者が優良と認められた場合となります。詳しくは下記事務所にお問い合わせ下さい。

★ 監理団体の許可申請に係るご相談

外国人技能実習機構 本部事務所

〒108-0022

東京都港区海岸3-9-15 LOOP-X3階

TEL 03-6712-1523

★ 技能実習計画の認定申請に係るご相談

外国人技能実習機構 大阪事務所

〒541-0043

大阪市中央区高麗橋4-2-16 大阪朝日生命館3階

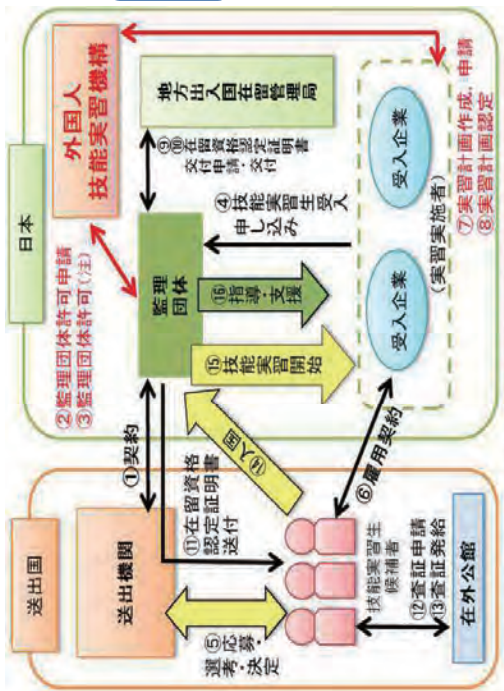
TEL 06-6210-3351

技能実習制度の仕組み

- 技能実習制度は、国際貢献のため、開発途上国等の外国人を日本で一定期間（最長5年間）に限り受け入れ、OJTを通じて技能を移転する制度。（平成5年に制度創設）
- 技能実習生は、入国直後の講習期間以外は、雇用関係の下、労働関係法令等が適用されており、現在全国に約35万人が在留している。
※令和3年6月末時点

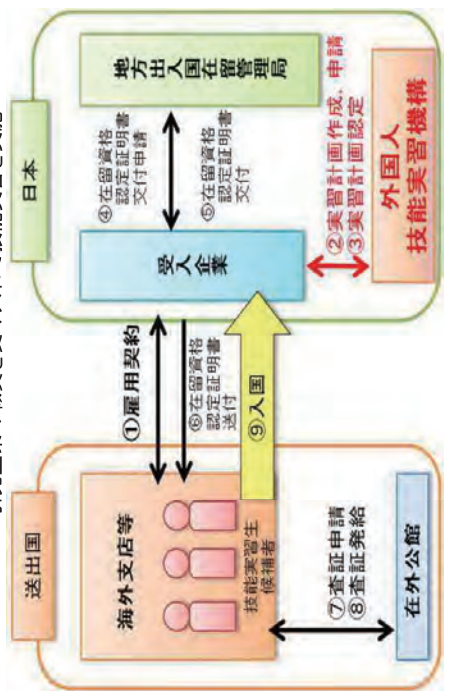
技能実習制度の受入れ機関別のタイプ

【団体監理型】非営利の監理団体(事業協同組合、商工会等)が技能実習生を受け入れ、傘下の企業等で技能実習を実施

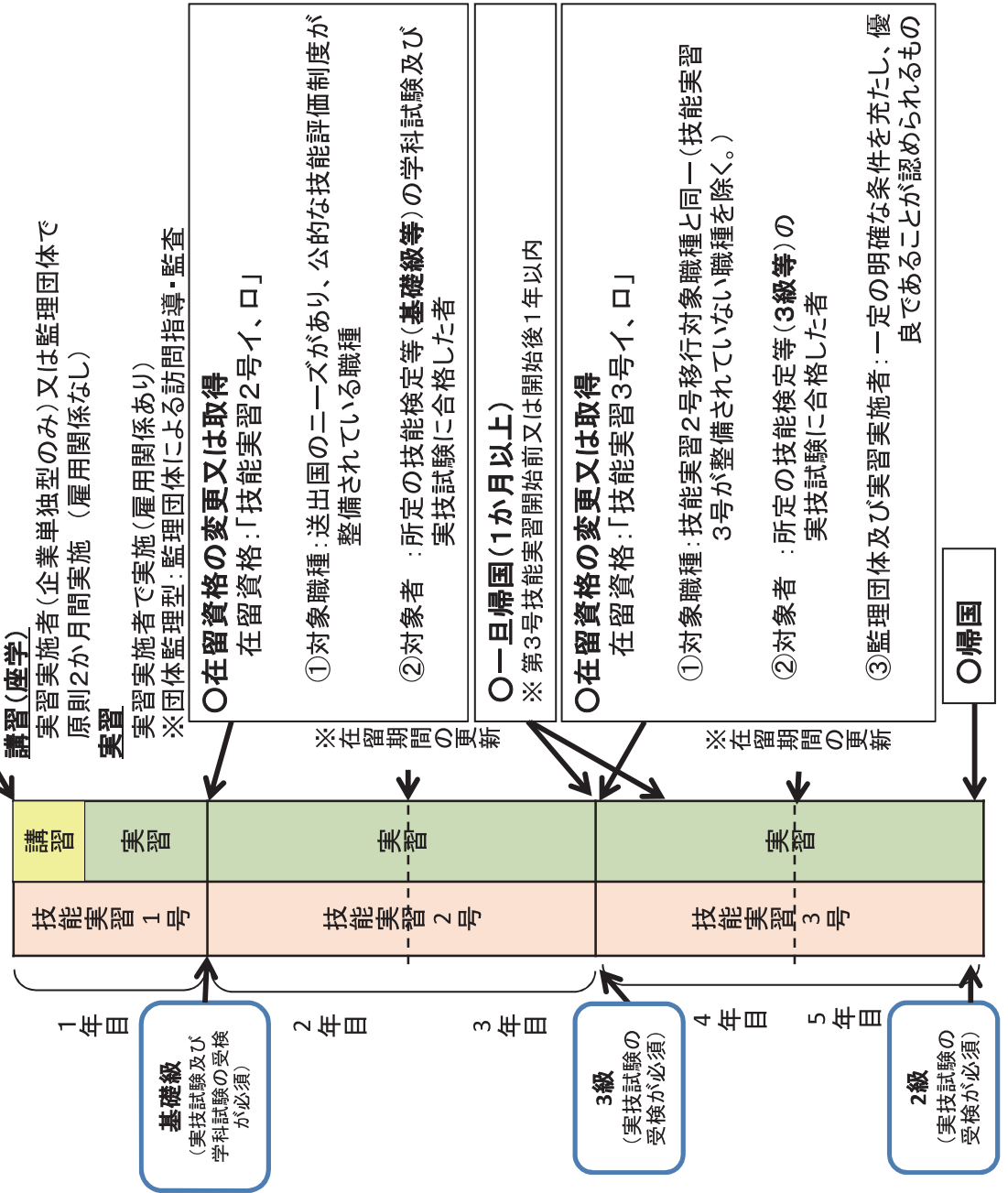


注: 外国人技能実習機構による調査を経て、主務大臣が団体を許可

【企業単独型】日本の企業等が海外の現地法人、合併企業や取引先企業の職員を受け入れて技能実習を実施



技能実習の流れ



○入国 在留資格:「技能実習1号イ、ロ」

講習(座学)

実習実施者(企業単独型のみ)又は監理団体で原則2か月間実施(雇用関係なし)

実習実施者で実施(雇用関係あり)

※団体監理型:監理団体による訪問指導・監査

○在留資格の変更又は取得

在留資格:「技能実習2号イ、ロ」

①対象職種:送出国のニーズがあり、公的な技能評価制度が整備されている職種

②対象者:所定の技能検定等(基礎級等)の学科試験及び実技試験に合格した者

○一旦帰国(1か月以上)

※第3号技能実習開始前又は開始後1年以内

○在留資格の変更又は取得

在留資格:「技能実習3号イ、ロ」

①対象職種:技能実習2号移行対象職種と同一(技能実習3号が整備されていない職種を除く。)

②対象者:所定の技能検定等(3級等)の実技試験に合格した者

③監理団体及び実習実施者:一定の明確な条件を充たし、優良であることが認められるもの

○帰国

技能実習制度

移行対象職種・作業一覧 (85職種156作業)

(令和3年3月16日時点)

1 農業関係 (2職種6作業)

職種名	作業名
耕種農業●	施設園芸
	畑作・野菜
畜産農業●	果樹
	養豚 養鶏 酪農

2 漁業関係 (2職種10作業)

職種名	作業名
漁船漁業●	かつお一本釣り漁業
	延縄漁業
	いか釣り漁業
	まき網漁業
	ひき網漁業
	刺し網漁業
養殖漁業●	定置網漁業
	かじ・スビかご漁業 樺受網漁業△ ほたてかじ・まきき養殖

3 建設関係 (22職種33作業)

職種名	作業名
さく井	パーカッション式さく井工事
建築板金	ロータリー式さく井工事
冷凍空調和機器施工	ダクト板金
	内外装板金
建具製作	冷凍空調和機器施工
建築大工	木製建具手加工
型枠施工	大工工事
鉄筋施工	型枠組立て
とび	鉄筋組立て
石材施工	とび
	石材加工
左官	タイル張り
	かわらぶき
配管	左官
	建築配管
熱絶縁施工	ブラント配管
	保温保冷工事
内装仕上げ施工	プラスチック系床仕上げ工事
	カーペット系床仕上げ工事
サッシ施工	鋼製下地工事
	ボード仕上げ工事
防水施工	カーテン工事
	ビル用サッシ施工
コンクリート圧送施工	シーリング防水工事
	コンクリート圧送工事
表装	ワールポイント施工
	壁装
建設機械施工●	押土・整地
	種込み
築炉	掘削
	締固め

(注1) ●の職種：技能実習評価試験に係る職種

4 食品製造関係 (11職種18作業)

職種名	作業名
伍語巻締●	伍語巻締
	食鳥処理加工
	加熱乾燥製品製造
	調味加工品製造
	くん製品製造
	塩蔵品製造
非加熱性水産加工食品製造業●	乾燥食品製造
	発酵食品製造
	調理加工品製造
	生食用加工品製造
	かまぼこ製品製造
	牛豚食肉処理加工業●
ハム・ソーセージ・ベーコン製造	生豚部分肉製造
	ハム・ソーセージ・ベーコン製造
	ハン製造
	そう菜加工
	農産物漬物製造
	医療・福祉施設給食製造

5 繊維・衣服関係 (13職種22作業)

職種名	作業名
紡績運転●△	前紡工程
	精紡工程
織布運転●△	巻糸工程
	合ねん糸工程
染色	準備工程
	製織工程
ニット製品製造	仕上工程
	糸染
たて編ニット生地製造●	織物・ニット浸染
	靴下製造
紳士服製造●	丸編みニット製造
	婦人子供服縫製
下着類製造●	たて編ニット生地製造
	紳士既製服縫製
カーペット製造●△	下着類製造
	寝具製作
帆布製品製造	織じゅうたん製造
	布はく縫製
座席シート縫製●	タフテッドカーペット製造
	自動車シート縫製

6 機械・金属関係 (15職種29作業)

職種名	作業名
鍛造	鑄鉄鑄物鑄造
	非鉄金属鑄物鑄造
ダイカスト	プレス型鑄造
	ホットチャーンバタイカスト
機械加工	普通旋盤
	フライス盤
金属プレス加工	数値制御旋盤
	マシニングセンター
工場板金	金属プレス加工
	構造物鉄工

(注2) △の無い職種・作業は3号まで実習可能。

6 機械・金属関係 (続き)

職種名	作業名
めっき	電気めっき
	溶融めっき
	陽極酸化処理
	治工具仕上げ
	金型仕上げ
	機械組立仕上げ
	機械検査
	機械保全
	電子機器組立て
	電気機器組立て
プリント配線板製造	回路電機組立て
	変圧器組立て
	配電盤・制御盤組立て
	開閉制御器具組立て
	回転電機巻線製作
	プリント配線板設計
	プリント配線板製造
	その他 (19職種35作業)
	家具製作
	印刷

7 その他 (19職種35作業)

職種名	作業名
製本	製本
	射出成形
	インフレーション成形
	フロー成形
	手積み積層成形
	建築塗装
	金属塗装
	細橋塗装
	噴霧塗装
	手溶接
溶接●	半自動溶接
	工業包装
	印刷箱打抜き
	印刷箱製箱
	段ボール箱製造
	機械ろくろ成形
	圧力鋳込み成形
	ハット印刷
	自動車整備
	ビルクリーニング
介護	介護
	リネンサプライ上げ
	コンクリート製品製造
	接客・衛生管理
	RPE製造
	軌道保守整備
	成形成工
	押出し加工
	遅練の圧延加工
	複合積層加工
航空クランドハンドリング●	航空機地上支援
	航空貨物取扱
	客室清掃△

○ 社内検定型の職種・作業 (1職種3作業)

Q8.

「特定技能1号・2号」とは、どのような在留資格ですか。

在留資格「特定技能」は、深刻化する人手不足に対応するため、生産性向上や国内人材の確保のための取組を行ってもなお人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野において、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受け入れる制度です。

在留資格「特定技能」には、特定技能1号と特定技能2号の2種類があり、外国人の方には、活動を行うことができる本邦の公私の機関及び在留が認められている特定産業分野が記載された「指定書」が交付（原則として旅券に添付）されています。

○特定技能1号

特定産業分野※に属する相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格

※特定産業分野14分野

介護、ビルクリーニング、素形材産業、産業機械製造業、電気・電子情報関連産業、建設、造船・船用工業、自動車整備、航空、宿泊、農業、漁業、飲食料品製造業、外食業

○特定技能2号

特定産業分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格
建設、造船・船用工業のみ（令和4年4月現在）

	特定技能1号	特定技能2号
在留期間	1年、6か月又は4か月ごとの更新、通算で上限5年まで	3年、1年又は6か月ごとの更新
技能水準	試験等で確認（技能実習2号を良好に修了した外国人は移行対象職種に限り試験等免除）	試験等で確認
日本語能力水準	生活や業務に必要な日本語能力を試験等で確認（技能実習2号を良好に修了した外国人は試験等免除）	試験等での確認は不要
家族の帯同	基本的に認めない	要件を満たせば可能（配偶者、子）
受入れ機関又は登録支援機関による支援	支援の対象	支援の対象外

14の特定産業分野・業務に関する問合せ先についてはこちら

	特定産業分野	分野所管行政機関	担当部署	連絡先（ ）内は内線
1	介護	厚労省	社会・援護局福祉人材確保対策室	03-5253-1111(2844)
2	ビルクリーニング		医薬・生活衛生局生活衛生課	03-5253-1111(2432)
3	素形材産業	経産省	製造3分野企業向け特定技能外国人材制度相談窓口	03-5909-8762 03-5909-8746
4	産業機械製造業			
5	電気・電子情報関連産業 (製造3分野)			
6	建設	国土省	不動産・建設経済局国際市場課	03-5253-8121
7	造船・船用工業		海事局船舶産業課	03-5253-8634
8	自動車整備		自動車局	03-5253-8111(42426・42414)
9	航空	国土省	航空局 ①航空ネットワーク部航空ネットワーク企画課 (空港グランドハンドリング関係) ②安全部運航安全課乗員政策室 (航空機整備関係)	03-5253-8111 (①49124) (②50125)
10	宿泊		観光庁観光人材政策室	03-5253-8367
11	農業	農水省	経営局就農・女性課	03-6744-2162
12	漁業		水産庁企画課漁業労働班	03-6744-2340
13	飲食料品製造業		大臣官房新事業・食品産業部食品製造業	03-6744-2397
14	外食業		大臣官房新事業・食品産業部外食・食文化課	03-6744-7177

特定産業分野と受入れ見込数等

特定産業分野	分野所管行政機関	受入れ見込数 (5年間の最大値)	従事する業務	受入れ機関に対して特に課す条件
1	介護	60,000人	・身体介護等(利用者の心身の状況に応じた入浴、食事、排せつの介助等)のほか、これに付随する支援業務(レクリエーションの実施、機能訓練の補助等) (注)訪問系サービスは対象外 【1試験区分】	・厚労省が組織する協議会に参加し、必要な協力を行うこと ・厚労省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと ・事業所単位での受け入れ人数枠の設定
2	ビルクリーニング	37,000人	・建築物内部の清掃 【1試験区分】	・厚労省が組織する協議会に参加し、必要な協力を行うこと ・厚労省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと ・「建築物清掃業」又は「建築物環境衛生総合管理業」の登録を受けていること
3	素材材産業	21,500人	・鋳造 ・金属プレス加工 ・仕上げ ・溶接 ・鍛造 ・工場板金 ・機械検査 ・ダイカスト ・めっき ・機械保全 ・機械加工 ・アルミニウム陽極酸化処理 ・塗装 【13試験区分】	・経産省が組織する協議会に参加し、必要な協力を行うこと ・経産省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと
4	産業機械製造業	5,250人	・鋳造 ・塗装 ・仕上げ ・電気機器組立て ・溶接 ・鍛造 ・鉄工 ・機械検査 ・プリント配線板製造 ・工業包装 ・ダイカスト ・工場板金 ・機械保全 ・プラスチック成形 ・機械加工 ・めっき ・電子機器組立て ・金属プレス加工 【18試験区分】	・経産省が組織する協議会に参加し、必要な協力を行うこと ・経産省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと
5	電気・電子情報関連産業	4,700人	・機械加工 ・仕上げ ・プリント配線板製造 ・工業包装 ・金属プレス加工 ・機械保全 ・プラスチック成形 ・工場板金 ・電子機器組立て ・塗装 ・めっき ・電気機器組立て ・溶接 【13試験区分】	・経産省が組織する協議会に参加し、必要な協力を行うこと ・経産省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと
6	建設	40,000人	・型枠施工 ・土工 ・内装仕上げ/表装 ・左官 ・屋根心き ・吹付ウレタン断熱 ・コンクリート圧送 ・電気通信 ・建築板金 ・トンネル推進工 ・鉄筋施工 ・保温保冷 ・建設機械施工 ・鉄筋継手 ・とび ・海洋土木工 ・建築大工 ・配管 【18試験区分】	・外国人の受入れに関する建設業者団体に所属すること ・国交省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと ・建設業法の許可を受けていること ・日本人と同等以上の報酬を安定的に支払い、技能習熟に応じて昇給を行う契約を締結していること ・雇用契約に係る重要事項について、母国語で書面を交付して説明すること ・受入れ建設企業単位での受け入れ人数枠の設定 ・報酬等を記載した「建設特定技能受入計画」について、国交省の認定を受けること ・国交省等により、認定を受けた「建設特定技能受入計画」を適性に履行していることの確認を受けること ・特定技能外国人を建設キャリアアップシステムに登録すること 等
7	造船・船用工業	13,000人	・溶接 ・仕上げ ・塗装 ・機械加工 ・鉄工 ・電気機器組立て 【6試験区分】	・国交省が組織する協議会に参加し、必要な協力を行うこと ・国交省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと ・登録支援機関に支援計画の実施を委託するに当たっては、上記条件を満たす登録支援機関に委託すること
8	自動車整備	7,000人	・自動車の日常点検整備、定期点検整備、分解整備 【1試験区分】	・国交省が組織する協議会に参加し、必要な協力を行うこと ・国交省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと ・登録支援機関に支援計画の実施を委託するに当たっては、上記条件等を満たす登録支援機関に委託すること ・道路運送車両法に基づく認証を受けた事業場であること
9	航空	2,200人	・空港グランドハンドリング(地上走行支援業務、手荷物・貨物取扱業務等) ・航空機整備(機体、装備品等の整備業務等) 【2試験区分】	・国交省が組織する協議会に参加し、必要な協力を行うこと ・国交省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと ・登録支援機関に支援計画の実施を委託するに当たっては、上記条件を満たす登録支援機関に委託すること ・航空管理規則に基づく構内営業承認等を受けた事業者又は航空法に基づく航空機整備等に係る認定事業場等であること
10	宿泊	22,000人	・フロント、企画・広報、接客、レストランサービス等の宿泊サービスの提供 【1試験区分】	・国交省が組織する協議会に参加し、必要な協力を行うこと ・国交省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと ・登録支援機関に支援計画の実施を委託するに当たっては、上記条件を満たす登録支援機関に委託すること ・「旅館・ホテル営業」の許可を受けた者であること ・風俗営業関連の施設に該当しないこと ・風俗営業関連の接待を行わないこと
11	農業	36,500人	・耕種農業全般(栽培管理、農産物の集出荷・選別等) ・畜産農業全般(飼養管理、畜産物の集出荷・選別等) 【2試験区分】	・農水省が組織する協議会に参加し、必要な協力を行うこと ・農水省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと ・登録支援機関に支援計画の実施を委託するに当たっては、協議会に対し必要な協力を行う登録支援機関に委託すること ・労働者を一定期間以上雇用した経験がある農業経営体であること
12	漁業	9,000人	・漁業(漁具の製作・補修、水産動植物の探索、漁具・漁労機械の操作、水産動植物の採捕、漁獲物の処理・保蔵、安全衛生の確保等) ・養殖業(養殖資材の製作・補修・管理、養殖水産動植物の育成管理・収穫(獲)・処理、安全衛生の確保等) 【2試験区分】	・農水省が組織する協議会に参加し、必要な協力を行うこと ・農水省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと ・農水省が組織する協議会において協議が調った措置を講じること ・登録支援機関に支援計画の実施を委託するに当たっては、分野固有の基準に適合している登録支援機関に限ること
13	飲食品製造業	34,000人	・飲食品製造業全般(飲食品(酒類を除く)の製造・加工、安全衛生) 【1試験区分】	・農水省が組織する協議会に参加し、必要な協力を行うこと ・農水省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと
14	外食業	53,000人	・外食業全般(飲食物調理、接客、店舗管理) 【1試験区分】	・農水省が組織する協議会に参加し、必要な協力を行うこと ・農水省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと ・風俗営業関連の営業所に就労させないこと ・風俗営業関連の接待を行わないこと

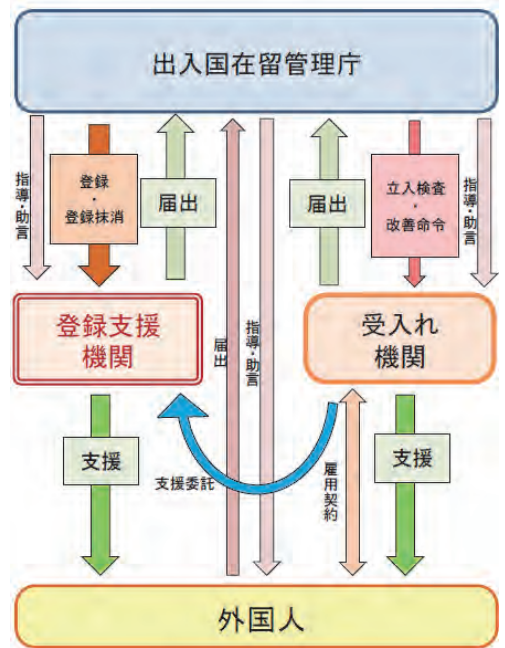
受入れ機関には、外国人を受け入れるための基準と義務があります。

受入れ機関が外国人を受け入れるための基準

- ① 外国人と結ぶ雇用契約が適切
(例：報酬額が日本人と同等以上)
- ② 機関自体が適切
(例：5年以内に出入国・労働法令違反がない)
- ③ 外国人を支援する体制あり
(例：外国人が理解できる言語で支援できる)
- ④ 外国人を支援する計画が適切
(例：生活オリエンテーション等を含む)

受入れ機関の義務

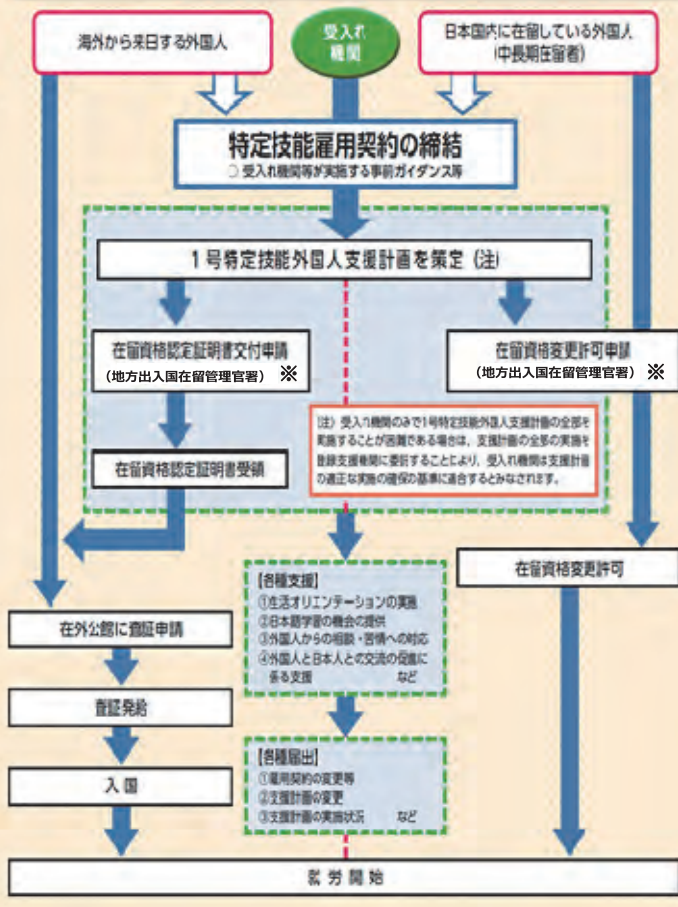
- ① 外国人と結んだ雇用契約を確実に履行
(例：報酬を適切に支払う)
 - ② 外国人への支援を適切に実施
→ 支援については登録支援機関に委託も可。
(全部委託すれば外国人を受け入れるための基準③も満たす。)
 - ③ 出入国在留管理庁への各種届出
- ※①～③を怠ると外国人を受け入れられなくなるほか、出入国在留管理庁から指導、改善命令等を受けることがあります。



登録支援機関とは

- ① 登録支援機関は、受入れ機関との支援委託契約により、1号特定技能外国人支援計画に基づく支援の全部の実施を行う個人又は団体です。
- ② 登録支援機関となるためには、出入国在留官庁長官の登録を受ける必要があります。
- ③ 登録支援機関は、登録支援機関登録簿に登録され、出入国在留管理庁のホームページに掲載されます。
- ④ 登録の期間は5年間であり、更新が必要です。
- ⑤ 出入国在留管理庁長官に対し、定期又は随時の各種届出を行う必要があります。

1号特定技能外国人の受入れ手続の概要



※雇用予定の方の出身国によっては、在留諸申請の際に提出書類のある国や、相手国において一定の送出手続きが定められている国があります。詳しくは法務省のホームページにてご確認ください。

(http://www.moj.go.jp/isa/policies/ssw/nyuukokukanri06_00073.html)

【QRコードはこちら】



制度全般、入国・在留手続き、登録支援機関等についての問合せは

○大阪出入国在留管理局 総務課
(tel 06-4703-2100)

○特定技能総合支援コールセンター
(tel 03-6625-4702)
(火～土(祝日を除く)、11:00～19:00)

Q9.

ワーキング・ホリデーとは、どのような制度ですか。

- (1) 「ワーキング・ホリデー」制度とは、現在、オーストラリア、ニュージーランド、カナダ、韓国、フランス、ドイツ、英国、アイルランド、デンマーク、台湾、香港、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、スロバキア、オーストリア、スペイン、ハンガリー、アルゼンチン、チリ、アイスランド、チェコ、リトアニア、スウェーデン、エストニア、オランダとの間に結ばれている制度で、制度実施国間の相互理解、友好関係の促進のため、青少年【18歳以上30歳以下の者（一部の国は25歳以下）】が相手国の文化及び一般的な生活様式を理解する機会を提供することを目的とし、主として休暇を過ごすために一定期間入国し、**休暇の付随的な活動として旅行資金を補うために就労することが容認されているものです。**
- ◎ 入管法上の在留資格は「特定活動」となり、在留期間は最長1年間（一部の国は1年6ヶ月）で、本来の目的に反しない範囲で就労が認められており、原則として制限はありません。
※ただし、風俗営業等が営まれている事業所においては就労できません。
 - ◎ ワーキング・ホリデー制度で入国し、就労する方は雇用保険の被保険者となりません。
 - ◎ オーストラリア、ニュージーランド、カナダ、韓国、ドイツについては、国と国との取り決めにより、日本に滞在したままワーキング・ホリデーから就労活動が認められる在留資格への在留資格変更許可申請を行うことができます。
※現在、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、本国等への帰国が困難な場合は、大阪出入国在留管理局（06-4703-2100）へご相談ください。
- (2) ワーキング・ホリデーに限らず、在留資格が「特定活動」の外国人の方には、指定された活動の内容が記載された「**指定書**」が交付（原則として旅券に添付）されています。その「**指定書**」により就労できるか否かの確認を行うことが必要です。

日本国政府法務省

指 定 書

氏名

国籍・地域

出入国管理及び難民認定法別表第1の5の表の下欄の規定に基づき上記の者が本邦において行うことができる活動を次のとおり指定します。

日本国法務大臣

（注）「国」の欄には、日本工業規格JIS X 0011:2002の表1を参照すること。

Q10.

高度人材ポイント制とは、どのような制度ですか。

(1) 高度人材ポイント制とは、高度人材（現行の外国人受入れの範囲内にある者で、高度な資質・能力を有すると認められる者）の受入れを促進するため、高度人材に対しポイント制を活用した出入国管理上の優遇措置を講ずる制度です。

高度人材の在留資格は「特定活動」の一類型でしたが、これに代わり平成27年4月1日より新たな在留資格「高度専門職」が創設されました。

高度人材の活動内容が「高度学術研究活動」、「高度専門・技術活動」及び「高度経営・管理活動」の3つに分類され、それぞれの特性に応じて、「学歴」、「職歴」、「年収」などの項目ごとにポイントを設け、ポイントの合計が一定点数に達した場合に高度人材と認定され、最初に在留資格「高度専門職第1号（イ・ロ・ハ）」が付与されます。

現に就労の資格に基づいて在留している方についても、高度人材としての在留資格「高度専門職第1号（イ・ロ・ハ）」への変更申請を行い、就労内容が高度人材としての活動に該当するかどうか、ポイント計算の結果が一定点数に達するかどうか、これまでの在留状況に問題がないか等所定の要件の審査を経て、在留資格変更許可を受けることが可能です。

また、「高度専門職第1号（イ・ロ・ハ）」の在留資格をもって一定期間（※）在留した方に在留資格「高度専門職第2号」が付与され、「高度専門職第1号（イ・ロ・ハ）」よりも優遇措置が拡充されます。

（※本邦に在留しながら高度専門職1号（イ・ロ・ハ）に掲げる活動を行った期間が3年以上）

(2) ポイント制における3つの分類（在留資格「高度専門職第1号（イ・ロ・ハ）」）

- イ 高度学術研究活動・・・基礎研究や最先端技術の研究を行う研究者
- ロ 高度専門・技術活動・・・専門的な技術・知識等を活かして新たな市場の獲得や新たな製品・技術開発等を担う者
- ハ 高度経営・管理活動・・・我が国企業のグローバルな事業展開等のため、豊富な実務経験等を活かして企業の経営・管理に従事する者

(3) 高度人材として入国するための手続

高度人材として入国しようとする場合、まず、「高度専門職第1号（イ・ロ・ハ）」のいずれかの在留資格に関する「在留資格認定証明書」の申請をすることが必要となります。

在留資格認定証明書の申請の際、高度人材としての入国を希望する人は、公開されているポイント表に基づき自己採点したポイント計算が一定点数以上であることを確認の上、「ポイント計算書」に疎明資料を添えて提出します。

審査の結果、就労資格による入国が可能であり、かつポイントが一定点数以上であると確認された場合は「高度専門職第1号（イ・ロ・ハ）」のいずれかの在留資格が付記された在留資格認定証明書が交付されます。

交付された在留資格認定証明書を添えて在外公館に査証申請し、査証の発給を受けた上で来日し上陸許可申請をすることとなります。

(4) 高度人材に対する優遇措置

「高度専門職第1号（イ・ロ・ハ）」

① 複合的な在留資格の許容	従来の就労可能な在留資格にそのまま当てはめるのではなく、高度な資質・能力等を活かした複数の在留資格にまたがる活動や、併せて事業経営活動を行うことが許容されます。 (例) 学術研究活動…本邦の公私の機関との契約に基づいて行う研究、研究の指導若しくは教育をする活動又は当該活動と併せて当該活動と関連する事業を自ら経営する活動。
② 在留期間「5年」の決定	在留期間「5年」が一律に決定されます。
③ 永住許可要件の緩和	永住許可を受けるためには、原則として我が国において10年以上の在留歴を必要とする取扱いをしているところ、高度人材については、高度人材としての活動を引き続き3年間行っている場合や、高度外国人材の中でも特に高度と認められる方(80点以上の方)については、高度外国人材としての活動を引き続き1年間行っている場合に永住許可の対象となります。
④ 入国・在留手続きの優先処理	高度人材に関する入国手続きについては申請受理から10日以内、在留手続きについては申請受理から5日以内に処理するよう努めます(必要書類の不足、申請内容に疑義がある場合、関係行政機関の意見聴取を要する場合等を除きます)。
⑤ 高度人材の配偶者の就労	高度人材の配偶者の方が、本邦の公私の機関との契約に基づいて就労を目的とする在留資格(=「教育」、「技術・人文知識・国際業務」等)に該当する活動を行おうとする場合は、高度人材の配偶者としての在留資格で行うことができ、かつ、学歴・職歴の要件を満たす必要がありません。ただし、高度人材本人と同居し、かつ、日本人と同等額以上の報酬を受けることを要件とし、就労先を特定する必要があります。
⑥ 高度人材の親の帯同の許容	高度人材又はその配偶者の7歳未満の子(養子を含む)を養育し、又は配偶者若しくは高度人材本人が妊娠中でその介助をする場合には、以下の条件を満たす高度人材又はその配偶者の親(養親を含む)の帯同及び呼寄せが認められています。 ① 高度人材の世帯年収が800万円以上であること。 ② 高度人材と同居すること。 ③ 高度人材又はその配偶者のどちらかの親に限ること。 ※ 高度人材等の子の養育目的で在留している高度人材等の親は永住許可の対象とはなりません。
⑦ 家事使用人の帯同の許容	高度人材については、本国で雇用していた家事使用人を帯同することや、13歳未満の子がいる等の事情を理由に外国人家事使用人を雇用することが認められています。 ただし、高度人材の世帯年収が1000万円以上であること、月額20万円以上の報酬を支払う予定としていること、本国で雇用していた家事使用人を帯同する場合は本邦入国前に1年以上継続して当該高度人材に雇用されていた者であること等、一定の条件を満たすことが必要となります。

「高度専門職第2号」

その上、上記の③から⑦の優遇措置に加えて、在留期間が「無制限」、在留活動の制限が大幅に緩和(高度専門職として認められた活動と併せて行う、在留資格「宗教」、「報道」、「法律・会計業務」、「医療」、「教育」、「技術・人文知識・国際業務」、「介護」、「興行」及び「技能」の就労活動を認める。)されています。

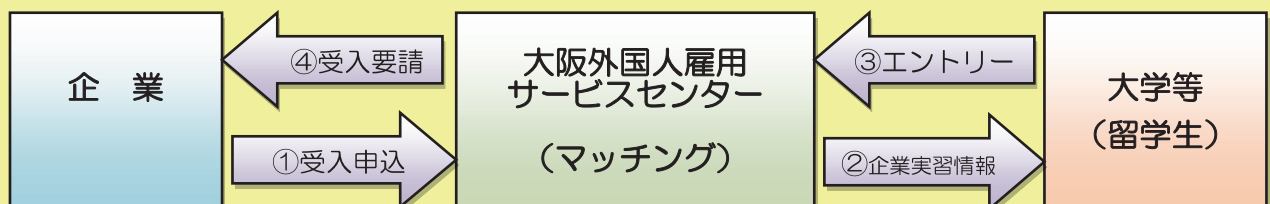
★ 高度人材ポイント制に関する詳細は、法務省出入国在留管理庁のホームページをご覧ください(ホームページはP53を参照。)

Q11. 外国人労働者の職業相談・紹介を行っている窓口はありますか。

- (1) 留学生・日系人を含む外国人労働者に係る就労支援を専門に行う厚生労働省の機関として、「**大阪外国人雇用サービスセンター**」があります。
同センターは、入管法上日本での就労が認められ、国内で就労を希望する外国人の方々（留学生を含む）に対し、職業相談・職業紹介を行うとともに、パソコンによる求人情報の検索やインターネットを利用した様々な情報検索を行うことが可能な施設です。
また、留学生ビジネス・インターンシップ事業など、留学生の卒業後の国内就職に向けた各種支援も行っています。
さらに、外国人求職者の方のみならず、事業主の方からの従業員等の在留資格に関する相談に対応する外国人雇用管理（在留資格）アドバイザーや、外国人求職者の方への相談を円滑、かつ的確に行うための、英語、中国語、ポルトガル語、スペイン語、ベトナム語及びネパール語の通訳員を配置しています。
- 「大阪外国人雇用サービスセンター」への求人連絡は、管轄の公共職業安定所（以下「ハローワーク」という。）を通じて行うことができます。
- (2) ハローワークにおいても、外国人の方々に対し、その在留資格に応じた職業紹介を行っています。
ハローワークには、外国語通訳員が配置されている所もあり（→P56を参照）、ハローワークを通じて外国人の雇用管理や職業生活について専門のアドバイザーによる相談を受けることもできます（→P41を参照）。

留学生ビジネス・インターンシップについて

- ◎ 大阪労働局（大阪外国人雇用サービスセンター）では、留学生と企業との相互理解を促進するため、インターンシップを実施し、卒業後日本での就職を希望する留学生に対し、本格就労に向けた実践準備の機会を提供するとともに、企業側にも高度な外国人材の活用に対する理解の促進を図っています。
なお、インターンシップ期間中の傷害・損害保険は大阪労働局にて加入します。
- ◎ 留学生との相互理解の促進により、指導にあたる社員のマネージメント力の向上や国際的視野の獲得が期待できるとともに、雇用管理の改善策（質の高い新たな労働力の確保）が見えてくるなど企業の活性化・国際化を促すきっかけとなります。
- ◎ 大学等の夏期（7～9月）・春期（2～3月）の長期休暇期間を中心に実施し、標準として、事前研修1日（大阪外国人雇用サービスセンターにて実施）とインターンシップ（企業での実習）で構成する1～2週間のプログラムです。実施体制、実習内容に応じて実習期間を若干増減することも可能です。



★ 受入れのお申込み等、詳細については、大阪外国人雇用サービスセンター（P56を参照）にお問い合わせください。

Q12. 人材紹介会社や人材派遣会社を利用するときの注意点はありますか。

人材紹介会社や人材派遣会社を利用する場合には、次の（１）あるいは（２）の厚生労働大臣の許可を受けている事業主であるかどうかを確認する必要があります。

厚生労働省では、「人材サービス総合サイト(<https://jinzai.hellowork.mhlw.go.jp/JinzaiWeb/>)」を運営しています。このサイトから労働者派遣事業、職業紹介事業の許可・届出事業所一覧をはじめ、労働者派遣事業・職業紹介事業等の制度や最新情報を閲覧することができます。

※なお、外国人労働者については、日本で就労が可能な在留資格を有しているか在留カード等から確実に確認できる者である必要があります。

【QRコードはこちら】



（１） 有料職業紹介事業

有料職業紹介事業とは、職業紹介に関し手数料又は報酬を受けて行う職業紹介事業をいいます。なお、外国人であることを理由に応募対象から外すことや、外国人を希望するといった求人を出すことはできません。

例えば、仕事に英語が必要不可欠の場合、英語能力を条件に付すなど、必要な資格・能力を示しておくことが重要です（→P29を参照）。

◎ 有料職業紹介事業を行うことができない職業

- ・ 港湾運送業務に就く職業
- ・ 建設業務に就く職業

（２） 労働者派遣事業

労働者派遣事業とは、派遣元事業主が自己の雇用する労働者を、派遣先の指揮命令を受けて、この派遣先のために労働に従事させることを業として行うことをいいます。なお、派遣先は事前に派遣労働者を特定する行為はできず、派遣元はそれに協力できないことから、外国人であることを理由に拒むことや、外国人を希望することはできません。

◎ 労働者派遣事業を行うことができない業務

- ・ 港湾運送業務
- ・ 建設業務
- ・ 警備業務
- ・ 病院などにおける医療関係の業務（一部を除く）

【留意事項】

請負契約（請け負う者が、ある仕事を完成させることを約束し、発注する者が、仕事の結果に対して報酬を支払うことを約束することにより成立する契約）である場合、請負労働者に発注者が指揮命令をすればいわゆる偽装請負となり、労働者派遣法違反となりますので注意が必要です。

外国人労働者と違約金や保証金の徴収等に係る契約を結ぶ等、職業安定法に違反する者や労働者派遣法に違反する者、また国外からの受入に際して同様の契約を結ぶ取次機関を利用する者からのあっせんは受けないようにしてください。

★ 職業紹介事業及び労働者派遣事業に関することは、大阪労働局需給調整事業部（06-4790-6303）にお問い合わせください。

Q13. 募集や面接時に注意することはありますか。

- (1) 求人募集を行うにあたっては、従事すべき業務内容、賃金、労働時間、就業場所、労働契約期間、労働・社会保険関係法令適用に関する事項などについて明示を行ってください。
労働者の国籍等を理由とした、賃金、労働時間その他の労働条件についての差別的取扱いをしてはなりません。

求人募集の際、外国人のみを対象とする、あるいは応募できないとすること、また国籍を指定することはできません。

応募者が自己の有するスキルに応じ適切に判断が行えるよう、募集にあたっては、スキル等を条件とするとともに、入管法上、日本での就労が認められており、国内で就労を希望する外国人の方々が、在留資格の範囲内で、その有する能力を有効に発揮できるよう、公正な採用選考に努めてください。

新規学卒者などを採用する際、留学生であることを理由として、その対象から除外することのないようにしてください。

国内において就職を希望する留学生は、卒業後就労するにあたり、入管法上、在留資格の変更許可を受ける必要があることから、募集内容を適切に判断できるよう学部、専攻学科、語学力や必要な資格などについて、特に詳細に記載しておくことが効果的です。

- (例) ① 海外取引相手国の文化、事情に精通している人材が欲しい場合
× (不適切) …△△人に限る、日本人は応募不可 など
○ (適切) …△△国の会計法に精通している又は貿易事務経験が5年以上 など
- ② 商談等のために相手国企業との通訳として人材が欲しい場合
× (不適切) …△△人に限る など
○ (適切) …△△語ネイティブレベル、日本語能力試験1級(N1)、TOEIC800点以上 など

- (2) 面接時に「国籍」を質問するなどの行為は行わないようにしてください。
これは、本籍地、宗教、家族の収入などを確認するのと同様に、公正な採用選考や人権上の配慮からも不必要な情報収集です。

- (3) 面接時に「在留カード」等の提示を求めることは適当ではありません。
P34にある「外国人雇用状況届出書」の提出のため、「在留カード」の確認が必要となりますが、面接時ではなく採用を決定してから確認することとしてください。

面接時の在留資格等の確認においては、口頭での質問により回答を得る、書面により本人から自己申告してもらうなど、在留カード等の国籍欄を直接確認するのではない方法で行うこととし、採用が決まり次第、提示を求めるようにしてください。

なお、採用決定後において提示を求める場合には、「外国人雇用状況届出制度」などの趣旨を十分に説明のうえ確認することとしてください。

- ※ 特別永住者については、「外国人雇用状況届出」の提出は不要であり、採用決定後においても「国籍」の確認や「特別永住者証明書（もしくは外国人登録証明書）」の提示を求めないようにしてください。

Q14. 日本語能力試験の合格者は、どのくらいのレベルですか。

日本語能力試験には、N1、N2、N3、N4、N5の5つのレベルがあります。一番易しいレベルがN5、一番難しいレベルがN1です。

	読む	聞く
N1 幅広い場面で使われる日本語を理解することができる	<ul style="list-style-type: none"> 幅広い話題について書かれた新聞の論説、評論など、論理的にやや複雑な文章や抽象度の高い文章などを読んで、文章の構成や内容を理解することができる。 さまざまな話題の内容に深みのある読み物を読んで、話の流れや詳細な表現意図を理解することができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 幅広い場面において自然なスピードのまとまりのある会話やニュース、講義を聞いて話の流れや内容、登場人物の関係や内容の論理構成などを詳細に理解したり、要旨を把握したりすることができる。
N2 日常的な場面で使われる日本語の理解に加え、より幅広い場面で使われる日本語をある程度理解することができる	<ul style="list-style-type: none"> 幅広い話題について書かれた新聞や雑誌の記事・解説、平易な評論など、論旨が明快な文章を読んで文章の内容を理解することができる。 一般的な話題に関する読み物を読んで、話の流れや表現意図を理解することができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 日常的な場面に加えて幅広い場面で、自然に近いスピードのまとまりのある会話やニュースを聞いて、話の流れや内容、登場人物の関係を理解したり、要旨を把握したりすることができる。
N3 日常的な場面で使われる日本語をある程度理解することができる	<ul style="list-style-type: none"> 日常的な話題について書かれた具体的な内容を表す文章を、読んで理解することができる。 新聞の見出しなどから情報の概要をつかむことができる。 日常的な場面で目にする難易度がやや高い文章は、言い換え表現が与えられれば要旨を理解することができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 日常的な場面でやや自然に近いスピードのまとまりのある会話を聞いて、話の具体的な内容を登場人物の関係などとあわせてほぼ理解できる。
N4 基本的な日本語を理解することができる	<ul style="list-style-type: none"> 基本的な語彙や漢字を使って書かれた日常生活の中でも身近な話題の文章を、読んで理解することができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 日常的な場面でややゆっくりと話される会話であれば、内容がほぼ理解できる。
N5 基本的な日本語をある程度理解することができる	<ul style="list-style-type: none"> ひらがなやカタカナ、日常生活で用いられる基本的な漢字で書かれた定型的な語句や文、文章を読んで理解することができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 教室や身の回りなど、日常生活の中でもよく出会う場面で、ゆっくり話される短い会話であれば、必要な情報を聞き取ることができる。

Q15. 外国人労働者を雇用する場合、労働関係法令や社会保険は適用されるのですか。

(1) 労働関係法令について

日本国内で就労する限り、国籍を問わず、また、入管法上合法不法を問わず、原則として労働関係法令（労働基準法、最低賃金法、労働安全衛生法、労働者災害補償保険法等）の適用を受け、特に労働基準法第3条にあっては労働条件面での国籍による差別を禁止しています。

また、職業安定法では、職業紹介、職業指導等に際して国籍を理由とする差別的な取扱いを受けないことが規定されており（第3条）、我が国で就労可能な外国人についても、日本人と同様に職業紹介等を行うこととされています。

しかし、入管法上不法就労に当たるような職業紹介はできません。

雇用保険においては、外国公務員及び外国の失業補償制度の適用を受けていることが立証された者を除き、国籍の如何を問わず被保険者となります。

- ・ 留学生も昼間学生（学業が本分）の場合には、日本人学生と同様、原則として雇用保険の被保険者にはなりません。但し、卒業見込みがあり、卒業後も引き続き当該事業所で雇用されることが決定している者は、雇用保険被保険者となり得ますので、詳細については事業所の所在地を管轄するハローワークにお問い合わせください。
- ・ 技能実習制度については、雇用契約に基づかない講習の期間を除き1年目の当初から被保険者となります。
（→技能実習制度についてはP18～P20を参照）
- ・ 「特定活動」のうちワーキングホリデー査証を受けて来日する外国人については被保険者となりません。
（→ワーキングホリデーについてはP24を参照）

なお、外国人労働者は、日本語が堪能であるとは限らないこと、我が国の雇用慣行・労働法規等について必ずしも十分に理解していないことから、採用にあたっては母国語による労働契約書や雇入通知書を作成する、就業規則を母国語に翻訳して渡すなどの配慮が必要です。

※ 外国人労働者は、以上のような労働関係法令等によって日本人労働者と同様の権利が保障されており、低賃金労働力として外国人を雇用するという考え方は、こうした法令の趣旨に反するばかりでなく、外国人の人権尊重の観点からも極めて問題であるといえます。

(2) 社会保険について

健康保険・厚生年金保険では、事業所単位で適用事業所となり、その事業所に常時使用される方（健康保険は75歳未満の方、厚生年金保険は70歳未満の方）は、国籍にかかわらず、すべて被保険者になります。したがって、労働者の意思や事業主の考えでこの両保険の加入をやめたりすることはできません。

パートタイマー・アルバイト等でも事業所と常用的使用関係にある場合は、被保険者となります。1週間の所定労働時間および1か月の所定労働日数が同じ事業所で同様の業務に従事している一般社員の4分の3以上である方は被保険者とされます。

なお、一般社員の所定労働時間および所定労働日数が4分の3未満であっても、以下の5要件をすべて満たす方は、被保険者になります。（平成28年10月1日～令和4年9月30日）

- ① 週の所定労働時間が20時間以上あること
- ② 雇用期間が1年以上見込まれること
- ③ 賃金の月額が88,000円以上であること
- ④ 学生でないこと
- ⑤ 常時501人以上の事業所（特定適用事業所）に勤めていること

また、平成29年4月1日から、500人以下の事業所において労使で合意がなされれば、上記の①～④の要件を全て満たす方は被保険者になることができるようになりました。

さらに、法律改正により、令和4年10月1日から特定適用事業所の適用要件が、被保険者の総数が常時501人以上の事業所より常時101人以上の事業所へ改正されます。

この場合、一般社員の所定労働時間及び所定労働日数が4分の3未満であっても、以下の5要件をすべて満たす方は、被保険者となります。

- ① 週の所定労働時間が20時間以上あること
- ② 雇用期間が2か月以上見込まれること
- ③ 賃金の月額が88,000円以上であること
- ④ 学生でないこと
- ⑤ 常時101人以上の事業所（特定適用事業所）に勤めていること

健康保険、厚生年金保険の被保険者とならない外国人の方は、国民健康保険、国民年金の対象となりますので、これらに加入し保険料を納付する等の手続きが必要となります。ただし、短期在留の方は、国民健康保険は適用されません。

令和2年4月1日より健康保険法が改正され、「健康保険の被保険者に扶養されている者（被扶養者）」の認定要件に新たに国内居住要件が追加されました。

※ 日本で年金制度（厚生年金保険、国民年金）に加入している外国人の方は、日本を出国後、請求手続きをすることで「脱退一時金」を受けることができる場合があります（次頁参照）。

脱退一時金の活用にあたって

次に掲げる条件にすべて該当する方が請求することができます。

- ① 日本国籍を有さず、日本に住所を有していない方
- ② 厚生年金保険、国民年金又は共済組合の被保険者資格を喪失している方
- ③ 国民年金の第1号被保険者としての保険料納付済期間の月数と保険料4分の1免除期間の月数の4分の3に相当する月数、保険料半額免除期間の月数の2分の1に相当する月数、及び4分の3免除期間の月数の4分の1に相当する月数とを合算した月数、または厚生年金保険・共済組合等の被保険者期間の月数が6か月以上ある方、かつ老齢年金等を受けられる期間を満たさず、障害年金等を受ける権利を有したことの無い方
- ④ 日本を出国後2年以内の方

(注) 日本と年金通算の協定を締結している相手国の年金加入期間のある方については、一定の要件のもと年金加入期間を通算して、日本及び協定相手国の年金を受け取ることができる場合があります。ただし、脱退一時金を受け取ると、その期間を通算することができなくなるので注意が必要です。

脱退一時金の請求書は日本を出国する前に年金事務所で受け取ってください。

※ 日本年金機構ホームページ「申請・届出様式」のコーナーからも取得可能です。
14カ国語（英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、スペイン語、インドネシア語、フィリピン（タガログ）語、タイ語、ベトナム語、ミャンマー語、カンボジア語、ロシア語、ネパール語、モンゴル語）での案内があります。

日本を出国後、請求書に必要な事項を記入の上、

- 年金手帳
- 旅券（パスポート）の写し
（氏名、生年月日、国籍、署名、在留資格が確認できるページ）
- 振込銀行名、支店名、支店の所在地、預金種別口座番号及び
口座名義（本人名義）が確認できるもの
- 日本国内に住所を有しないことを確認できるもの（住民票の除票の写し等）

を添付し

下記の住所に送付してください。

〒168-8505 東京都杉並区高井戸西3-5-24
「日本年金機構」
TEL：03-5344-1100

★ 社会保険に関するご相談は、最寄りの年金事務所にお問い合わせください。

Q16.

外国人雇用状況届出制度とは、どのような制度ですか。

「外国人雇用状況届出制度」とは、外国人労働者を雇用する事業主に対し、外国人労働者（特別永住者及び在留資格「外交」・「公用」の者を除く）の雇入れ及び離職の際に、当該外国人労働者の「氏名」、「在留資格」、「在留期間」等について確認し、厚生労働大臣（ハローワーク）へ届け出ることを義務付けているものです。（労働施策総合推進法第28条）

その届出に基づき、雇用環境の改善に向けての事業主の方への助言・指導や、離職した外国人への再就職支援を効果的に行うこととしています。

(1) 確認にあたってのお願い

「外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針」の第5の四に示されているとおり特別な調査を伴うものではなく、通常の注意力をもって当該者が外国人であると判断できない場合まで確認を求めるものではありません。

特に、特別永住者（在日韓国・朝鮮人等）の方は、日本語能力や履歴書での学歴・職歴及び運転免許の取得年月日等その方の日本での生活期間によって推し量ることもできます。

なお、確認にあたっては、人権やプライバシーの保護に十分にご配慮いただきますようお願いいたします。

特別永住者とは

大阪府には現在、約25万人の外国籍の方々が在住していますが、そのうち約8万人（約31%）が特別永住者の方々です。

これらの方の多くは、終戦前からわが国に居住することとなり、日本国との平和条約の発効により日本国籍を離脱し、終戦後も引き続き居住している朝鮮半島出身者及びその子孫（「在日韓国・朝鮮人等」という。）の方々で、今日まで私たちと生活を共にし、わが国の発展に寄与されてきました。

この在日韓国・朝鮮人等の方々には、出入国管理及び難民認定法に定める在留資格の他、特別の法的地位が与えられている特別永住者となるため、就職など在留活動に制限がありません。

※ 特別永住者の方については、平成24年7月9日の改正入管法における在留管理制度の対象となりませんが、外国人登録法が廃止されたこと及びこれまでの外国人登録証明書がその法的地位等を証明するものであったこと等から、現在はこれと同様の証明書として、「特別永住者証明書」が交付されています。

なお、特別永住者（在日韓国・朝鮮人等）の方々は、外国人雇用状況の届出制度の対象外とされておりますので確認・届出の必要はありません。

(2) 届出先ハローワーク

「外国人雇用状況届出」は外国人労働者が雇用されているそれぞれの事業所を管轄しているハローワークに届出が必要となります。

ただし、雇用保険の事業所非該当施設に雇用されている場合は、下記のとおり、雇用保険被保険者であるか否かで届け出るハローワークが異なります。

- ① 雇用保険被保険者・・・雇用保険適用事業所を管轄するハローワーク
「雇用保険被保険者資格取得届または喪失届（裏面）により届出」
- ② 雇用保険被保険者以外・・・当該事業所非該当施設を管轄するハローワーク
「様式第3号により届出」

(3) 確認の方法について（届出事項・届出期限）

確認にあたっては、当該外国人労働者に対し「外国人雇用状況届出制度」の趣旨を十分説明いただき、「在留カード」（もしくは旅券（パスポート））にて確認してください。

- 在留資格「留学」「家族滞在」の方を雇い入れる場合は、上記確認に併せて「資格外活動許可証」（在留カードの裏面）の確認を行ってください（P15を参照）。
- 在留資格「特定活動」の方を雇い入れる場合は、上記確認に併せて「指定書」で内容の確認を行ってください（P24を参照）。
例：特定活動（ワーキングホリデー） など
- 在留資格「特定技能1号又は2号」の方を雇い入れる場合は、上記確認に併せて「指定書」で内容の確認を行ってください（P21～P23を参照）。
例：特定技能1号（介護） など

① 雇用保険の被保険者である外国人の場合

雇用保険被保険者資格取得届又は喪失届（裏面）に、被保険者氏名、国籍・地域、在留資格、在留期間、在留カード番号、資格外活動許可を伴う方を雇用する場合はその許可の有無、派遣・請負労働者として当該事業所以外で就労するかどうかを記載して届けてください。

なお、外国人雇用状況届出の氏名については、在留カードの氏名欄にあるローマ字表記の確認をお願いします。

届出期限：雇用保険被保険者資格取得届又は資格喪失届の提出期限と同様

※ 様式第3号によりすでに届出が済んでいる場合は、備考欄に「様式第3号によって届出済」と記載してください。

※ 電子申請によりすでに届出が済んでいる場合は、備考欄に「電子届出によって届出済」と記載してください。

（例：雇用開始後に、労働時間の変更等により雇用保険被保険者となった場合）

取得届（雇入れ時）

喪失届（離職時）

≪裏面≫ 喪失届は裏面に記載欄があります。

別様式

※様式改正前の雇用保険被保険者資格取得届及び資格喪失届を用いて手続きされる場合は、上記別様式も併せてご提出ください。

② 雇用保険の被保険者ではない外国人の場合

届出様式（厚生労働省・労働局ホームページからダウンロードすることも可能です。）に**氏名、在留資格、在留期間、生年月日、性別、国籍・地域、在留カード番号、資格外活動許可を伴う方を雇用する場合はその許可の有無**を記載して届け出てください。

なお、外国人雇用状況届出の氏名については、姓・名・ミドルネームに関わらず、在留カードの氏名欄にあるローマ字表記にて記入するようお願いします。

届出期限：雇入れ、離職の場合ともに翌月月末まで

（例：10月1日の雇入れ → 11月30日まで）

様式第3号（第10条関係）（表面）

雇入れに係る外国人雇用状況届出書

フリガナ（カタカナ）		姓		名		ミドルネーム	
①外国人の氏名（ローマ字）							
②①の者の在留資格		③①の者の在留期間（期限）（西暦）		年 月 日		まで	
④①の者の生年月日（西暦）		年 月 日		⑤①の者の性別		1 男 ・ 2 女	
⑥①の者の国籍・地域				⑦①の者の資格外活動許可の有無		1 有 ・ 2 無	
<small>⑧①の者の在留カードの番号（在留カードの裏面に記載されている順に記載する）</small>							
雇入れ年月日（西暦）		年 月 日		離職年月日（西暦）		年 月 日	
年 月 日		年 月 日		年 月 日		年 月 日	
<small>労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則第10条第3項の規定により上記のとおり届けます。</small>							
事業主		雇入れ又は離職に係る事業所		雇用保険適用事業所番号			
事業所の名称、所在地、電話番号等		<small>(名称)</small> <small>(所在地)</small> <small>主たる事業所 (名称)</small> <small>(所在地)</small>		<small>雇用保険適用事業所番号</small> <small>(0)が最初として5桁以内の数字で表す</small> <small>の番号を付する</small>			
氏名		TEL		TEL			
社会保険労務士		氏名		公共職業安定所長 殿			

○独立行政法人、国立大学法人、公社等についても、届出が必要となります。

○国、地方公共団体については、上記①、②に準じた通知が必要となります。

○ハローワーク窓口での届出のほか、郵送や電子申請により届け出ることも可能です。ハローワークインターネットサービスから「外国人雇用状況届出」をクリックいただくか、インターネットより「外国人雇用状況届出システム」で検索してください。

★ 届出様式のダウンロードはこちら

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/gaikokujin/gaikokujin-koyou/07.html

【QRコード】



★ ハローワークインターネットサービス

<https://www.hellowork.mhlw.go.jp>

【QRコード】



★ 外国人雇用状況届出システム

<https://gaikokujin.hellowork.mhlw.go.jp/report/001010.do?action=initDisp&screenId=001010>

【QRコード】



★ 詳しくは最寄りのハローワークにお問い合わせください。

様式第3号（第10条関係）（表面）

雇 入 れ
離 職 職
に係る外国人雇用状況届出書

フリガナ（カタカナ）	姓		名		ミドルネーム	
①外国人の氏名 （ローマ字）						
②①の者の在留資格			③①の者の在留期間 （期限） （西暦）	年 月 日 まで		
④①の者の生年月日 （西暦）	年	月	日	⑤①の者の性別	1 男 ・ 2 女	
⑥①の者の国籍・地域			⑦①の者の資格外 活動許可の有無	1 有 ・ 2 無		
⑧①の者の 在留カードの番号 （在留カードの右上に記載され ている12桁の英数字）						

雇入れ年月日 年 月 日 離職年月日 年 月 日
 （西暦）
 年 月 日 年 月 日
 年 月 日 年 月 日

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則第10条第3項の規定により上記のとおり届けます。

年 月 日

事業主	事業所の名称、 所在地、電話番号等	雇入れ又は離職に係る事業所 （名称） （所在地） 主たる事務所 （名称） （所在地）	雇用保険適用事業所番号 □□□□-□□□□□□-□ TEL □ TEL
	氏名		

社会保険 労務士 記載欄	作成年月日・提出代行者・事務代理者の表示	氏名

公共職業安定所長 殿

様式第3号（裏面）

注意

- 1 雇入れに係る外国人雇用状況届出書として使用する場合の注意
 - (1) 表面標題中「離職」の文字を抹消すること。
 - (2) ①欄には、外国人の氏名を、姓、名、ミドルネームの順にローマ字で記載し、フリガナをカタカナで記載すること（ミドルネームがない場合は姓名のみ記載）。
 - (3) ②～④、⑥欄には、該当事項を記載すること。なお、②欄には、①の者が特定技能の在留資格をもって在留する者である場合には、法務大臣が①の者について指定する特定産業分野を、①の者が特定活動の在留資格をもって在留する者である場合には、法務大臣が①の者について特に指定する活動を、該当事項に加えて括弧書で記載すること（「特定技能（介護）」、「特定活動（ワーキングホリデー）」等）。
 - (4) ⑤欄には、①の者の性別について、該当するものの番号を○で囲むこと。
 - (5) ⑦欄には、①の者が資格外活動の許可（出入国管理及び難民認定法第19条第2項の許可）を受けるべき者（「留学」の在留資格の者等）である場合に、当該許可の有無について、該当するものの番号を○で囲むこと。
 - (6) ⑧欄には、①の者が在留カードを所持する者である場合に、①の者の在留カードの番号（※）を記載すること（令和2年3月1日以降に新たに雇い入れた場合に記載）。
※在留カードの右上に記載されている英字2桁＋数字8桁＋英字2桁。
 - (7) 表面中部に雇入れ年月日を記載すること。
- 2 離職に係る外国人雇用状況届出書として使用する場合の注意
 - (1) 表面標題中「雇入れ」の文字を抹消すること。
 - (2) ①～⑥、⑧欄について、1と同様とすること（⑧欄については、令和2年3月1日以降に離職した場合に記載）。
 - (3) ⑦欄は記載不要であること。
 - (4) 表面中部に離職年月日を記載すること。
- 3 雇入れ及び離職の双方に係る外国人雇用状況届出書として使用する場合の注意
 - (1) ①～⑧欄について、1と同様とすること（⑧欄については、令和2年3月1日以降に新たに雇い入れた場合又は令和2年3月1日以降に離職した場合に記載）。
 - (2) 表面中部に雇入れ年月日及び離職年月日を記載すること。
 - (3) その他1及び2に従うこと。
- 4 同一の者について、複数回にわたり雇入れ又は離職が生じた場合は、表面中部にそれぞれの雇入れ年月日又は離職年月日を記載すること。
- 5 この様式は、届出の対象となる外国人1人につき1枚を使用すること。
- 6 表面の記載に当たっては、在留カードを所持する者については①～⑧欄は在留カードにより確認し、記載することとし、在留カードを所持しない者については①～⑥欄は旅券又は在留資格証明書、⑦欄は旅券、在留資格証明書、資格外活動許可書又は就労資格証明書により確認し、記載すること。また、特定技能の在留資格をもって在留する者については法務大臣が指定する特定産業分野を、特定活動の在留資格をもって在留する者については法務大臣が特に指定する活動を、指定書により確認し、記載すること。
- 7 事業所の名称、所在地、電話番号等欄には、雇入れ又は離職に係る事業所の名称、所在地、電話番号、雇用保険適用事業所番号並びに事業主が法人の場合は、法人の名称及びその主たる事務所の所在地、電話番号を記載すること。また、①の者が派遣労働者又は請負労働者として主として他の事業所で就労する場合は□にチェックすること。
- 8 氏名欄には、事業主の氏名（法人にあっては代表者の氏名）を記載すること。
- 9 雇入れに係る届出にあっては、雇い入れた日の翌月の末日までに、離職に係る届出にあっては、離職した日の翌月の末日までに届け出ること。なお、届出の対象となる外国人が雇用保険の被保険者である場合の届出期限と異なるので注意すること。
- 10 本届出は電子申請による手続も可能であること。

Q17. 外国人労働者に対する税金はどうなりますか。

外国人労働者に給与等を支払う場合には、所得税（復興特別所得税を含む）の源泉徴収及び住民税の特別徴収が必要となり、その方の居住者・非居住者の区分（下表参照）により、課税所得の範囲や課税方法が異なります。

また、外国人労働者が市外や海外へ転出される際は、納税管理人の手続きが必要となる場合があります。制度や手続きの詳細については、税務署及び市区町村までお問い合わせください。

(1) 居住者・非居住者の区分

- ① 居住者…国内に住所を有し、または現在まで引き続いて1年以上居所を有する方（居住者と推定される方を含む（契約等により滞在期間が1年未満である場合を除く））
 - ・非永住者以外の居住者…居住者のうち、非永住者以外の方
 - ・非永住者…居住者のうち、日本国籍がなく、過去10年以内に国内に住所または居所を有する期間の合計が5年以下である方
- ② 非居住者…居住者以外の方

(2) 居住者・非居住者の区分による課税所得の範囲

居住区分		課税所得の範囲
		所得税・住民税
居住者	非永住者以外の居住者	国内外で生じた所得
	非永住者	① 国内で生じた所得（国内源泉所得） ② ①以外の所得のうち国内支払のもの又は国外から送金されたもの
非居住者		国内で生じた所得（国内源泉所得）

① 所得税

居住区分	課税（納税）方法
居住者	給与等を支払う都度、「給与所得の源泉徴収税額表」により、税額を算出して源泉徴収し、年末に年間税額を精算（年末調整）します。（源泉徴収方式）
非居住者	給与等を支払う都度、原則20.42%の税率により源泉徴収して完結します。（源泉分離課税方式）

※ 非居住者に該当する人が、日本国内で源泉徴収された所得税について、本国において外国税額控除を受けるために納税証明書が必要な場合は、源泉徴収義務者（給与等支払者）を通じて所轄税務署からその証明書の交付を受けることができます。

② 住民税

1月1日現在にお住まいの市区町村において課税されます。

居住区分	課税（納税）方法
居住者 ・ 非居住者	<p>○事業主（給与支払者）は、すべての従業員等（短期雇用者、パート・アルバイト、役員等含む）について1月1日現在においてお住まいの市区町村に対し、前年中（1月1日～12月31日）に支払った給与等を記載した給与支払報告書を作成し、1月31日までに提出します。</p> <p>○事業主（給与支払者）は、5月末までに市区町村から通知される税額を、6月から翌年5月の12回に分けて、毎月の給与等から差し引いて、翌月の10日までに各市区町村へ納入します。（前年中の給与等により課税されるため、所得税の年末調整のような精算はありません。）</p> <p>○事業主（給与支払者）は、従業員等の退職等があった場合は、異動届出書を作成し、翌月10日までに各市区町村へ提出します。</p>

※ 1月1日から4月30日までに退職等された場合には地方税法の規定により、残りの税額を一括徴収してください。12月31日までに退職等される場合にも、以後の負担感等を考慮し、本人了解のうえ一括徴収にご協力ください。

Q18. 外国人の身元保証人になった場合、その責任はどこまで負うのでしょうか。

(1) 在留資格「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」及び「永住者」に関する諸申請に当たっては、身元保証人の身元保証書の提出が求められます。身元保証で求められる内容は次の3点です。

- ① 当該外国人が日本での滞在費を支払うことができないときは、金銭的な援助・負担をすること。
- ② 当該外国人が日本からの帰国旅費を支払うことができないときは、金銭的な援助・負担をすること。
- ③ 日本国の法令を遵守させること。

※ これらの内容は、入管法上、当該外国人の方への責任として保証するものであり、民事上の債務保証等や他の法律上の責任を負うものではありません。

(2) 身元保証に係る必要書類

- ① 在留資格認定証明書交付申請・在留期間更新及び在留資格変更申請時

- 身元保証書

※必要に応じ、住民票、職業を証明する資料、住民税の課税証明書、住民税の納税証明書の提出を求められることがあります。

- ② 永住許可申請時

- 身元保証書

- 職業を証明する資料

在職証明書、経営する会社の履歴事項全部証明書等

住民税の課税証明書（直近1年分）

住民税の納税証明書（直近1年分）

- 住民票

身 元 保 証 書	
法 務 大 臣 殿年.....月.....日
国 籍
氏 名
上記の者の本邦在留に関し、下記の事項について保証いたします。	
記	
1 滞 在 費	
2 帰 国 旅 費	
3 法 令 の 遵 守	
上記のとおり相違ありません。	
身元保証人	
氏 名印.....
住 所印.....
職業（勤務先）印.....
国籍（在留資格，期間）
被保証人との関係

★ 詳しくは大阪出入国在留管理局（P53を参照）にお問い合わせください。

Q19. 外国人労働者の雇用管理や職業生活等について アドバイスを受けることはできますか。

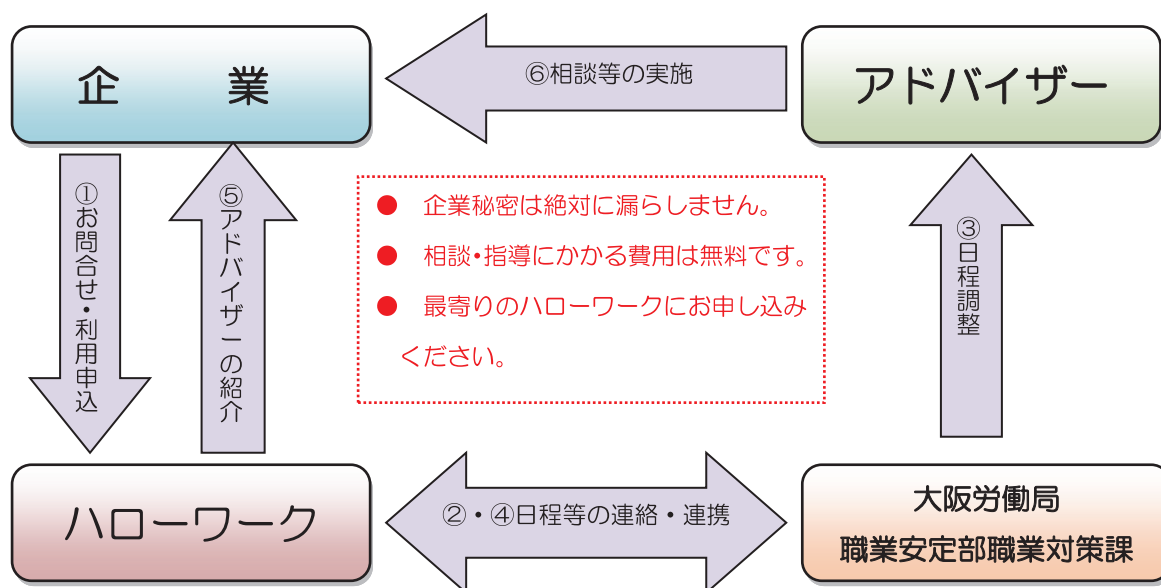
- (1) 外国人労働者の雇用管理の改善や、職業生活上における諸問題についてアドバイスを行う外国人雇用管理アドバイザー制度が設けられています。
外国人雇用管理アドバイザー制度とは、外国人労働者を雇用している企業、雇用予定のある企業の方々に、労働契約、賃金等の雇用管理の改善についての相談や生活習慣等の職業生活上の相談等を通じて、諸問題の解決を図っていただくため、専門的・技術的知識や海外生活経験を有する方をアドバイザーとして委嘱し、企業の雇用管理の実態に十分配慮した専門的な指導・援助を行う制度のことです。

《主な相談事例》

- 日本語の不慣れな外国人労働者への安全衛生教育はどうしたらよいか・・・
- 保険の加入を拒む外国人労働者に対し、どう説明すれば理解してもらえるのか・・・
- 外国人労働者雇用労務責任者として、当社ではどんなことに注意すればよいか・・・
- 生活習慣・宗教観への理解とコミュニケーションをどう図ればよいか・・・
- その他、労働契約、職務配置、福利厚生、退職・解雇時の注意点など

外国人雇用管理アドバイザーが企業へ訪問し、ご相談に応じます。

- (2) 外国人雇用管理アドバイザーの利用方法
アドバイザーの相談をご希望の場合は、最寄りのハローワーク（P57参照）を通じ、お申し込みください。《**利用は無料です**》



◎ 上記の外国人雇用管理アドバイザー制度のほか、各ハローワークでは、日常的に「外国人雇用状況届出」(→P34～38を参照)に基づき、雇用環境の改善に向けた事業主の方への訪問による助言・指導を実施しています。
ハローワーク担当者が訪問させていただく際には、ご協力をお願いします。

Q20. 外国人労働者を雇用する場合、どのような点を考慮すればよいのでしょうか。

労働施策総合推進法第7条に、事業主は、外国人が我が国の雇用慣行に関する知識及び求職活動に必要な雇用に関する情報を十分に有していないこと等にかんがみ、その雇用する外国人がその有する能力を有効に発揮できるよう、職業に適應することを容易にするための措置の実施その他の雇用管理の改善に努めるとともに、その雇用する外国人が解雇（自己の責めに帰すべき理由によるものを除く。）などにより離職する場合において、当該外国人が再就職を希望するときは、当該外国人の在留資格に応じた再就職が可能となるよう必要な援助を行うように努めなければならないとされており、これに基づき、外国人の方々が我が国において安心して働き、社会に貢献していただくために、事業主の方々に講じていただくべき事項について整理したものが**指針**として定められています。

事業主の方々におかれては、指針の趣旨に基づき、外国人労働者の雇用管理の改善に向けて対応していただくようお願いいたします。

外国人労働者の雇用管理の改善等に関して 事業主が適切に対処するための**指針**のあらまし

外国人労働者の範囲

この指針にいう外国人とは、日本国籍を有しない者をいいますが、特別永住者及び在留資格が「外交」、「公用」の者は含まれません。

技能実習制度における技能実習生、アルバイトで就労している留学生及びワーキング・ホリデー制度に基づき我が国に在留している外国人などは、この指針にいう外国人労働者に含まれます。

● 技能実習制度

「技能実習制度」とは、諸外国の青壮年労働者を一定期間受け入れて、我が国の進んだ産業上の技術、技能又は知識等を、実践的かつ実務的に修得・習熟させる機会を提供することで、諸外国等への技術・技能の移転と経済発展を担う「人づくり」に協力することを目的とする制度です（→P18～P20を参照）。

● ワーキング・ホリデー制度

オーストラリア、ニュージーランド、カナダ、韓国、フランス、ドイツ、英国、アイスランド、デンマーク、台湾、香港、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、スロバキア、オーストリア、スペイン、ハンガリー、アルゼンチン、チリ、アイスランド、チェコ、リトアニア、スウェーデン、エストニア、オランダと我が国の間で設けられているもので、両国の青少年が相手国の文化及び一般的な生活様式を知る機会を拡大するため、一定期間観光を主目的として在留し、その間旅行費用の不足を補うために観光に付随して働くことができる制度です（→P24を参照）。

外国人労働者の雇用管理の改善等に関して 措置を講ずるに当たっての基本的な考え方

事業主は、外国人労働者について

- 労働者の国籍に関わらず、労働関係法令及び社会保険関係法令を遵守してください。
- 外国人労働者が適切な労働条件、安全衛生、労働・社会保険の適用、人事管理の運用の透明性、及び公正性の確保や生活支援等を通じ、在留資格の範囲内で能力を発揮しつつ就労できるよう、指針で定める事項について、適切な措置を講じてください。

外国人労働者の雇用管理の改善等に関して 事業主が講ずべき必要な措置

1. 外国人労働者の募集及び採用の適正化

(1) 募集

募集に当たって、従事すべき業務内容、労働契約の期間、就業場所、労働時間や休日、賃金、労働・社会保険の適用に関する事項等について、書面の交付により明示してください（外国人労働者が希望する場合、一定の条件を満たせばFAXや電子メール等により、明示することも可能）。その際、母国語等を用いる等、外国人労働者が理解できる方法により明示するよう努めてください。特に、外国人労働者が国外に居住している場合は、事業主による渡航又は帰国に要する旅費その他の費用の負担の有無や負担割合、住居の確保等の募集条件の詳細について、あらかじめ明確にするよう努めてください。

- 国外からのあっせんを受ける場合には、国外にわたる職業紹介事業の許可を得ている者から受け入れ、外国人労働者と違約金や保証金の徴収等に係る契約を結ぶ等、職業安定法に違反する者や労働者派遣法に違反する者、また国外からの受入に際して同様の契約を結ぶ取次機関を利用する者からは受けないようにしてください。
- 国籍による条件を付すなど差別的取扱いをしないよう十分留意してください。
- 募集に当たって明示した事項を変更、特定等する場合は、明示した事項と変更内容等を対照することができる書面を交付する等、適切な方法により明示してください。その際、母国語等を用いる等、外国人が変更内容等を理解できる方法により明示するよう努めてください。

(2) 採用

採用するにあたっては、あらかじめ、在留資格上、従事することが認められる者であることを確認することとし、従事することが認められない者については、採用してはなりません。

在留資格の範囲内で、外国人労働者がその有する能力を有効に発揮できるよう、公正な採用選考に努めてください。

- 我が国で就労を認められない外国人を就労させた事業主は、入管法違反により所定の罰則が適用されます（不法就労助長罪）（→P13を参照）。

2. 適正な労働条件の確保

(1) 均等待遇

労働者の国籍を理由として、賃金、労働時間その他の労働条件について、差別的取扱いをしてはなりません。

(2) 労働条件の明示

外国人労働者との労働契約の締結に際し、賃金、労働時間等主要な労働条件について、その内容を明らかにした書面を交付しなければなりません（外国人労働者が希望する場合、一定の条件を満たせばFAXや電子メール等により、明示することも可能）。その際、母国語等を用いる等、外国人が理解できる方法により明示するよう努めてください。

また、賃金について明示する際には、賃金の決定、支払の方法等はもとより、税金、雇用保険及び社会保険の保険料、労使協定に基づく一部控除等の取扱いについても、母国語等を用いる等、外国人労働者が理解できるよう説明し、実際に支給する額が明らかとなるよう努めてください。

- 雇入れ後に労働条件をめぐるトラブルが発生することのないよう、主要な労働条件について理解してもらうことが重要です。

厚生労働省では、外国人労働者向けモデル労働条件通知書を13カ国語（英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、スペイン語、タガログ語、インドネシア語、ベトナム語、クメール語、モンゴル語、ミャンマー語、ネパール語、タイ語）で作成しており、厚生労働省のホームページからダウンロードができます（P52を参照）。

詳しくは大阪労働局又は最寄りの労働基準監督署へお問い合わせください。

(3) 賃金の支払い

外国人労働者に対し、最低賃金額以上の賃金を支払うことはもとより、基本給、割増賃金等について、全額を支払わなければなりません（法令で別段の定めがある場合又は労使協定が締結されている場合を除く）。なお、労使協定に基づき食費、居住費等を賃金から控除する場合は、実費を勘案し、不当な額とならないようにしてください。

さらに、労働契約に付随して貯蓄の契約や貯蓄金を管理する契約を交わしてはなりません。

- 労働契約に付随することなく外国人労働者より委託を受けて貯蓄金を管理する場合であっても、労使協定の締結及び届出が必要となります。

(4) 適正な労働時間等の管理

法定労働時間及び時間外・休日労働の上限規制の遵守、週休日の確保をはじめ適正な労働時間管理を行うとともに、時間外・休日労働の削減に努めなければなりません。

また、年次有給休暇を付与しなければなりません。

なお、法律上10日以上年次有給休暇が付与される労働者に対して、年次有給休暇のうち年間5日については、使用者が時季を指定して取得させる必要があります。

- タイムカードによる記録等の客観的な方法その他適切な方法により、労働時間の状況を把握してください。
- 労働者ごとにその時季を定めることにより年次有給休暇を与える場合は、その時期について外国人労働者の意見を聴くとともに、聴取した意見を尊重するよう努めてください。

(5) 労働基準法等の周知

労働基準法等の内容、就業規則、労使協定等について周知しなければなりません。その際、分かりやすい説明書や行政機関が作成している多言語対応の広報資料等を用いる、母国語等を用いて説明する等、外国人労働者が理解しやすいように努めてください。

- 厚生労働省では、労働基準法等関係法令を解説した労働条件ハンドブックを14カ国語（日本語、英語、中国語、ポルトガル語、スペイン語、タガログ語、ベトナム語、韓国語、インドネシア語、ミャンマー語、ネパール語、タイ語、カンボジア後、モンゴル語）で作成しており、厚生労働省のホームページからダウンロードができます（P52を参照）。
詳しくは大阪労働局又は最寄りの労働基準監督署へお問い合わせください。

(6) 労働者名簿等の調製

労働者名簿、賃金台帳、年次有給休暇管理簿を調製しなければなりません。その際、家族の住所その他の緊急時における連絡先を把握しておくよう努めてください。

- 外国人労働者について、我が国における生活基盤が弱いことから、緊急時における連絡先についても把握しておくことが望めます。

(7) 金品の返還等

外国人労働者の旅券、在留カード等の取り上げ等は外国人労働者の人権を侵害する行為であり、行ってはなりません。

また、外国人労働者が退職する際、当該外国人労働者の請求があった場合には、請求を受けた日から7日以内に賃金を支払い、積立金等名称の如何を問わず、当該外国人労働者の権利に属する金品を返還しなければなりません。なお、外国人労働者が7日以内に出国する場合には、出国前に返還してください。

(8) 寄宿舍

外国人労働者を事業所の附属寄宿舍に寄宿させる場合は、寄宿舍について換気、採光、照明、保温、防湿、清潔、避難、定員の収容、就寝に必要な措置その他労働者の健康、風紀及び生命の保持に必要な措置を講じなければなりません。

(9) 雇用形態または就業形態に関わらない公正な待遇の確保

① 不合理な待遇の禁止

短時間・有期雇用労働者又は派遣労働者である外国人労働者（非正規外国人労働者）の基本給、賞与その他の待遇について、通常の労働者（派遣労働者である外国人労働者）にあっては、派遣先に雇用される通常の労働者の待遇と不合理な相違を設けてはなりません。

② 差別的取扱いの禁止

非正規外国人労働者の基本給、賞与その他の待遇について、職務の内容や配置が通常の労働者と同一の範囲で変更される場合、非正規労働者であることを理由に差別的な取扱いをしてはなりません。

③ 労使協定による派遣労働者の待遇の確保

派遣労働者である外国人労働者の待遇について、労使協定により一定の事項を定めるときは、その待遇を確保しなければなりません。

④ 待遇に関する説明

非正規外国人労働者から求めがあったときは、通常の労働者と待遇の相違の内容及び理由等について説明しなければなりません。その際、母国語等を用いる等、外国人労働者が理解できる方法により説明するよう努めてください。

3. 安全衛生の確保

(1) 安全衛生教育の実施

外国人労働者に対し安全衛生教育を実施しなければなりません。また、実施するにあたっては、母国語等を用いる、視聴覚教材を用いる等、外国人労働者ができる方法により行ってください。

特に、機械等、原材料等の危険性又は有害性及びこれらの取扱方法等については、確実に理解されるよう留意してください。

- 労働災害を防止するためには、機械設備等の安全対策とともに、労働者に対する適切な安全衛生教育の実施が重要です。外国人労働者に対する安全衛生教育は、外国人労働者が理解できる言語の使用、写真、イラスト等を用いた説明等、労働者ができる方法により行ってください。
- 法令で定める作業には、資格が必要となりますので注意してください。
(例：フォークリフト（最大荷重1トン以上のもの）の運転、ガス溶接等)

(2) 労働災害防止のための日本語教育等の実施

外国人労働者が労働災害防止のための指示等を理解することができるようにするため、必要な日本語及び基本的な合図等を習得させるよう努めてください。

- 外国人労働者に対しては、労働災害防止のための基本的な指示、合図や緊急の指示を理解することができるように、「止まれ」「入るな」等の必要な日本語や共同作業を行う場合の基本的な合図等を習得させるよう努めてください。

(3) 労働災害防止に関する標識、掲示等

事業場内における労働者災害防止に関する標識、掲示等について、図解等の方法を用いる等、外国人労働者ができる方法（母国語等での表示等）により行うよう努めてください。

(4) 健康診断の実施等

労働安全衛生法等の定めるところにより、外国人労働者に対して健康診断、面接指導及び心理的な負担の程度を把握するための検査を実施しなければなりません。その際、これらの目的・内容を、母国語等を用いる等、外国人労働者が理解できる方法により説明するよう努めてください。

また、これらの結果に基づく事後措置を実施するときは、その結果及び事後措置の必要性・内容を外国人労働者が理解できる方法により説明するよう努めてください。

- 法令によって実施が義務づけられている健康診断には、労働者の一般的な健康状態を調べる定期健康診断、労働衛生上、特に有害な業務に従事する労働者に対して行われる特別の健康項目による特殊健康診断、心理的な負担の程度を把握するための検査（ストレスチェック）があります。
詳細については、大阪労働局又は最寄りの労働基準監督署へお問い合わせください。

(5) 健康指導、健康相談の実施

産業医、衛生管理者等を活用して外国人労働者に対して健康指導、健康相談を行うよう努めてください。

(6) 母性保護等に関する措置の実施

女性である外国人労働者に対し、産前及び産後休業、妊娠中の外国人労働者が請求した際の軽易な業務への転換、妊産婦である外国人労働者が請求した場合の時間外労働等の制限、妊娠中及び出産後の健康管理に関する措置等、必要な措置を講じなければなりません。

(7) 労働安全衛生法等の周知

労働安全衛生法等の内容について周知しなければなりません。その際、分かりやすい説明書を用いる、母国語等を用いて説明する等、外国人労働者が理解しやすいように努めてください。

- 厚生労働省では外国人労働者への安全衛生教育の教材などを作成し、掲載しています（P52を参照）。詳しくは大阪労働局又は最寄りの労働基準監督署へお問い合わせください。

4. 労働・社会保険の適用等

(1) 制度の周知及び必要な手続の履行等

労働・社会保険に係る法令の内容及び保険給付に係る請求手続等について、雇入れ時に行政機関が作成している多言語対応の広報資料等を活用する、母国語等を用いて説明する等、外国人労働者が理解できる方法により周知に努めてください。

労働・社会保険に係る法令の定めに従い、被保険者に該当する外国人労働者に係る適用手続等必要な手続をとってください。

また、外国人労働者やその家族が行うべき手続きの教示・説明、相談窓口の案内や同行等の援助を行うよう努めてください。

- 周知にあたって必要な資料（多言語対応の広報資料等）は、大阪労働局又は最寄りの労働基準監督署、ハローワーク、年金事務所にお問い合わせください。
- 健康保険及び厚生年金保険の適用となる事業所の事業主は、外国人労働者が離職したときは、遅滞なく被保険者証を回収してください。また、国民健康保険又は国民年金の適用の手続きが必要になる場合は、外国人労働者にその旨を教示するよう努めてください。
- 健康保険及び厚生年金保険の適用とならない事業所の事業主は、外国人労働者とその家族が適切に国民健康保険及び国民年金の手続きが行えるよう、母国語等での手続きの説明や市区町村等の相談窓口の案内、必要に応じて同行等の援助を行うよう努めてください。
- 労働保険の適用が任意の事業所の事業主は、外国人労働者を含む労働者の希望に応じ、労働保険の加入の申請を行ってください。

(2) 保険給付の請求等についての援助

①雇用保険

外国人労働者が離職する場合には、離職票の交付等、必要な手続きを行うとともに、失業等給付の受給に係る公共職業安定所の窓口の教示その他必要な援助を行うよう努めてください。

②労働者災害補償保険

労働災害等が発生した場合には、労働者災害補償保険給付の請求その他の手続きに関し、外国人労働者やその家族等からの相談に応じてください。また、手続きを行うことができるよう必要な援助を行うよう努めてください。

③健康保険

病気、負傷等のため就業することができない場合には、健康保険において傷病手当金が支給され得ることについて、外国人労働者に教示するよう努めてください。

④公的年金（国民年金又は厚生年金保険）

公的年金の被保険者期間中に初診日のある傷病によって障害等級に該当する程度の障害の状態になったときは、障害年金が支給され得ることについて、外国人労働者に教示するよう努めてください。

公的年金の被保険者期間が一定期間以上の外国人労働者が帰国する場合は、帰国後、被保険者期間等に應じた脱退一時金の支給を請求し得る旨を、帰国前に説明し、年金事務所等の関係機関の窓口を教示するよう努めてください。その際、将来的な老齢年金の受給の可能性、社会保障協定の相手国での年金制度の加入期間があるか等を踏まえつつ、請求を検討すべきであることを教示するよう努めてください（→P33を参照）。

- 各保険給付に関するご相談は、下記にお問い合わせください。
雇用保険 …………… 大阪労働局 又は 最寄りのハローワーク
労働者災害補償保険 …………… 大阪労働局 又は 最寄りの労働基準監督署
健康保険及び公的年金 …… 最寄りの年金事務所 又は 市区町村

5. 適切な人事管理、教育訓練、福利厚生等

（1）適切な人事管理

社内規程その他文書の多言語化等、職場における円滑なコミュニケーションの前提となる環境の整備、職場で求められる資質、能力等の社員像の明確化、評価・賃金決定、配置等の人事管理に関する運用の透明性・公正性の確保等、多様な人材が適切な待遇の下で能力発揮しやすい環境の整備に努めてください。

（2）生活支援

外国人労働者に対する日本語教育や日本の生活習慣などに関する支援を行うほか外国人労働者が地域社会における行事や活動に参加する機会を設けるように努めてください。また、居住地周辺の行政機関、医療機関、金融機関等に関する各種情報の提供や同行等、外国人労働者が、居住地域において安心して日常生活又は社会生活を営むために必要な支援を行うよう努めてください。

- 外国人労働者は、日本の生活習慣に慣れていないため、職場や地域において双方の誤解から思わぬトラブルが起きる可能性があります。そのため、職場などでの円滑な人間関係を作り上げることを積極的に援助するため、雇い入れた段階で日本の生活習慣などについて理解させておくことが必要です。

（3）苦情・相談体制の整備

苦情や相談を受け付ける窓口の設置等、体制を整備し、日本における生活上又は職業上の苦情・相談等に対応するよう努めてください。また、必要に応じ、行政機関の設ける相談窓口についても教示するよう努めてください。

（4）教育訓練の実施等

教育訓練の実施その他必要な措置を講ずるよう努めるほか、母国語での導入研修の実施等働きやすい職場環境の整備に努めてください。

(5) 福利厚生施設

適切な宿泊施設を確保するように努めるほか、給食、医療、教養、文化、体育、レクリエーション等の施設の利用について、外国人労働者にも十分な機会が保障されるように努めてください。

- 外国人労働者を雇用する場合には、宿泊施設の確保が不可欠です。なお、外国人労働者が共同生活を行う宿泊施設については、一人あたりの居住面積や廊下の幅等を定めた事業附属寄宿舍規程の適用を受ける場合があります。
詳しくは、大阪労働局又は最寄りの労働基準監督署へお問い合わせください。

(6) 帰国及び在留資格の変更等の援助

外国人労働者が雇用関係を終了し帰国する場合には、帰国のための諸手続きについて相談その他必要な援助を行うよう努めてください。また、帰国する際、病気等やむを得ない理由により帰国に要する旅費を支弁できない場合には、旅費を負担するよう努めてください。

特に特定技能外国人や技能実習生については、契約終了後の出国が円滑になされるよう必要な措置を講ずることとされていることにご留意ください。

なお、一時帰国を希望する場合には、休暇の取得への配慮その他必要な援助を行うよう努めてください。

- 外国人労働者が入国管理に関する諸手続きを行おうとする場合には、特別休暇を与えるなど勤務時間について必要な配慮を行ってください。

(7) 外国人労働者と共に就労する上で必要な配慮

日本人労働者と外国人労働者とが、文化、慣習等の多様性を理解しつつ共に就労できるよう努めてください。

6. 解雇の適正化及び再就職の援助

(1) 解雇

外国人労働者に対して、安易な解雇を行わないようにしてください。

- 労働契約法において、事業規模の縮小等を理由として解雇を行う場合であっても、客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない場合は、その権利を濫用したものとして無効とされています。また、期間の定めのある労働契約については、やむを得ない事由がある場合でなければ、その契約期間が満了するまでの間において、労働者を解雇することができないとされています。

(2) 雇止め

外国人労働者に対して、安易な雇止めを行わないようにしてください。

- 労働契約法において、有期労働契約の更新を拒絶すること（以下「雇止め」という）は、労働者が有期労働契約の契約期間の満了時に有期労働契約が更新されるものと期待することについて合理的な理由があると認められる場合等で、雇止めが客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当でないときは、認められないとされています。

(3) 再就職の援助

外国人労働者が解雇（自己の責めに帰すべき理由によるものを除く。）その他事業主の都合により離職する場合は、再就職を希望する者に対して、関連企業等へのあつせん、教育訓練等の実施・受講あつせん、求人情報の提供等当該外国人労働者の在留資格に応じた再就職が可能となるよう、必要な援助を行うよう努めてください。

(4) 解雇制限

外国人労働者が業務上負傷し、又は疾病にかかり療養のために休業する期間及びその後30日間等、解雇が禁止されている期間があります。

(5) 妊娠、出産等を理由とした解雇の禁止等

女性である外国人労働者が婚姻し、妊娠し、又は出産したことを退職理由として予定する定めをしてはなりません。また、妊娠、出産等を理由として解雇その他不利益な取扱いをしてはなりません。

7. 労働者派遣又は請負を行う事業主に係る留意事項

(1) 労働者派遣

派遣元事業主は、外国人労働者に対し従事する業務内容、就業場所、直接指揮命令する者に関する事項等、派遣就業の具体的内容を明示するとともに、派遣先に対し派遣する外国人労働者の氏名、雇用保険・社会保険の加入の有無を通知する等、労働者派遣法の定めに従い、適正な事業運営を行ってください。また、派遣先は、労働者派遣事業の許可のない者から労働者派遣を受けてはなりません。

(2) 請負

請負を行う事業主は、請負契約の名目で実質的に労働者供給事業又は労働者派遣事業を行わないよう、職業安定法及び労働者派遣法を遵守してください。また、雇用する外国人労働者の就業場所が注文主である他事業主の事業所である場合、当該事業所内で、業務処理の進行管理を行い、雇用労務責任者等に人事管理、生活支援等の職務を行わせてください。

なお、外国人労働者の希望により、労働契約の期間をできる限り長期のものとし、労働契約の期間中に業務に従事させることができない期間が生じた場合にも教育訓練を実施する等により労働契約を継続する等、安定的な雇用の確保に努めてください。

外国人労働者の雇用状況の届出

事業主は、新たに外国人労働者を雇い入れた場合及びその雇用する外国人労働者が離職した場合には、当該外国人労働者の氏名、在留資格、在留期間、在留カード番号等について、在留カードもしくは旅券（資格外活動の許可を受けて就労する外国人労働者については、資格外活動許可書又は就労資格証明書も必要）の提示を求め、届け出る事項について確認し、定められた届出の方法・期限に従って、事業所の所在地を管轄するハローワークに届け出ることとなっています（→P 34～P 38を参照）。

- 厚生労働省では、その届出に基づき、雇用環境の改善に向けて、事業主への助言・指導や、離職した外国人への再就職支援を効果的に行うこととしています。

外国人労働者雇用労務責任者の選任

外国人労働者を常時10人以上雇用するときは、この指針に定める雇用管理の改善等に関する事項等を管理させるため、人事課長等を外国人労働者雇用労務責任者として選任してください。

外国人労働者の在留資格に応じて構すべき必要な措置

（1）特定技能の在留資格をもって在留する者（特定技能外国人）に関する事項

特定技能外国人については、特定技能雇用契約の基準及び特定技能所属機関の基準に留意するとともに、1号特定技能外国人支援及び必要な届出等を適切に実施する必要があります（→P 21～P 23を参照）。

（2）技能実習生に関する事項

技能実習生については、外国人労働者に含まれるものであることから、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する事項等に留意し、技能実習生に対し実効ある技能等の修得が図られるように取り組む必要があります（→P 18～P 20を参照）。

（3）留学生に関する事項

新規卒者等を採用する際、留学生であることを理由として、対象から除外することのないようにするとともに、留学生の採用により、企業の活性化・国際化を図るためには、留学生向けの募集・採用を行うことも効果的であることに留意してください。また、採用にあたっては、在留資格の変更の許可を受ける必要があるため、審査に要する期間を考慮して採用活動を行うよう努めてください。留学生をアルバイト等で雇用する場合には、資格外活動許可が必要であり、原則として週28時間以内に制限されていることに留意してください（→P 15～P 17を参照）。

（4）その他

その他の在留資格については、外国人労働者の在留資格に応じて構すべき必要な措置を適切に実施する必要があります。

職業安定機関、労働基準監督機関その他関係行政機関の援助と協力

公共職業安定所や労働基準監督署などの関係行政機関の必要な援助と協力を得て、この指針に定められた事項を実施してください。

○ 厚生労働省では、各種パンフレット等を用意し、ハローワークや労働基準監督署などで日常的に相談に応じるほか、この指針に基づいて、外国人労働者の雇用管理の改善や適正な労働条件の確保のために、各セミナー、講習会などを開催しています。

◎ この指針の内容については、管轄のハローワーク（公共職業安定所）まで、お問い合わせください。

◎ その他、各種相談については、P53～57の各機関にお問い合わせください。

外国人の雇用に関する参考情報

- ☆ ・外国人労働者向けモデル労働条件通知書
- ・労働条件ハンドブック

https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/leaflet_kijun.html

【QRコードはこちら】



- ☆ 外国人労働者の安全衛生対策について

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000186714.html>

【QRコードはこちら】



お問い合わせ先一覧

★外国人の入国や在留の手続の場所は

大阪出入国在留管理局

ところ 大阪市住之江区南港北1-29-53

電話

お問い合わせ内容	電話番号
再入国・在留カード	06-4703-2115
配偶者、定住者、永住者	06-4703-2190
就労資格及びそのご家族（特定技能を除く）	06-4703-2101
特定技能	06-4703-2195
留学、文化活動	06-4703-2158
研修、短期滞在、技能実習	06-4703-2149
その他	06-4703-2100

★法務省出入国在留管理庁のホームページ

【QRコードはこちら】

<http://www.moj.go.jp/isa/index.html>



★外国人の入国や在留手続に関するご相談は

外国人在留総合インフォメーションセンター

電話相談 0570-013904（全国同一番号）

[IP電話・PHS・海外から：03-5796-7112]

時間 毎週月曜日～金曜日 8:30～17:15（祝日・年末年始を除く）

対応言語 英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語、ベトナム語、
フィリピン語、ネパール語、インドネシア語、タイ語、
クメール（カンボジア）語、ミャンマー語、フランス語、シンハラ語、
モンゴル語、ウルドゥ語

窓口相談 大阪市住之江区南港北1-29-53 大阪出入国在留管理局2階

時間 毎週月曜日～金曜日 8:30～17:15（祝日・年末年始を除く）

対応言語 英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語

★外国人からの相談対応、外国人を雇用したい企業の支援、外国人支援に取り組む地方公共団体の支援などについて

外国人在留支援センター（FRESC/フレスク）

ところ 東京都新宿区四谷1-6-1 四谷タワー13F

ナビダイヤル 0570-011000

[一部のIP電話・海外から：03-5363-3013]

★技能実習制度に関するお問い合わせは

○監理団体の許可

外国人技能実習機構 本部事務所（監理団体部審査課）

ところ 東京都港区海岸3-9-15 LOOP-X3階

電話 03-6712-1923

○技能実習計画の認定

外国人技能実習機構 大阪事務所

ところ 大阪市中央区高麗橋4-2-16 大阪朝日生命館3階

電話 06-6210-3351

★労働条件・賃金・解雇等についてのお問い合わせは

事業場を管轄する労働基準監督署

大阪中央 労働基準監督署	06-7654-1176	天 満 労働基準監督署	06-7658-4564
大阪南 労働基準監督署	06-7655-1115	大阪西 労働基準監督署	06-7664-3840
西野田 労働基準監督署	06-7222-3013	淀 川 労働基準監督署	06-7668-0037
東大阪 労働基準監督署	06-7655-6431	岸和田 労働基準監督署	072-449-8740
堺 労働基準監督署	072-340-4038	羽曳野 労働基準監督署	072-942-4520
北大阪 労働基準監督署	072-391-2953	泉大津 労働基準監督署	0725-27-0898
茨 木 労働基準監督署	072-604-5491		

★労働条件等のトラブルに関するご相談は

○外国人労働者相談コーナー（4言語）

ところ 大阪市中央区大手前4-1-67 大阪合同庁舎第2号館9階
大阪労働局労働基準部監督課（06-6949-6490）

言語	開催曜日	開設時間
英語 ※	月・水・金	午前9時30分～午後5時 （正午～午後1時は除く）
中国語	火・水・木・金	
ポルトガル語	水・木	
ベトナム語	金	

※英語での相談は、大阪中央（第1水曜日）、天満（第2水曜日）及び堺（第4水曜日）の労働基準監督署でも可能です。

○外国人労働者向け相談ダイヤル（13言語）

言語	開催曜日※1	開設時間	電話番号※2
英語	月～金	午前10時～午後3時 （正午～午後1時は除く）	0570-001-701
中国語			0570-001-702
ポルトガル語			0570-001-703
スペイン語			0570-001-704
タガログ語			0570-001-705
ベトナム語			0570-001-706
ミャンマー語	月		0570-001-707
ネパール語	火・水・木		0570-001-708
韓国語	木・金		0570-001-709
タイ語	水		0570-001-712
インドネシア語			0570-001-715
カンボジア語（クメール語）			0570-001-716
モンゴル語	金		0570-001-718

※1 祝日、12月29日～1月3日は除きます。

※2 通話料は発信者負担となります。

○労働条件相談ホットライン（14言語）

厚生労働省が委託事業として実施している事業で、全国どこからでも無料で通話できるフリーダイヤルです。

言語	開催曜日 ※1	開設時間	電話番号 ※2	
日本語	月～日 (毎日)	○平日（月～金） 午後5時～午後10時	0120-811-610	
英語			0120-531-401	
中国語			0120-531-402	
ポルトガル語			0120-531-403	
スペイン語	火・木・金・土		0120-531-404	
タガログ語	火・水・土		0120-531-405	
ベトナム語	水・金・土		0120-531-406	
ミャンマー語	水・日		○土日・祝日 午前9時～午後9時	0120-531-407
ネパール語				0120-531-408
韓国語	木・日		0120-613-801	
タイ語		0120-613-802		
インドネシア語		0120-613-803		
カンボジア語（クメール語）	月・土	0120-613-804		
モンゴル語		0120-613-805		

※1 12月29日～1月3日は除きます。

※2 携帯電話・PHSからも利用可能です。

★在住外国人のための相談窓口（在留資格、労働、医療、生活相談など）

公益財団法人 大阪府国際交流財団内 大阪府外国人情報コーナー

ところ 大阪市中央区本町橋2-5 マイドームおおさか5階

専用電話 06-6941-2297

時 間 月・金曜日 9:00～20:00（祝日除く）

（17:30以降は事前予約が必要）

火・水・木曜日 9:00～17:30（祝日除く）

第2・第4日曜日 13:00～17:00

F A X 06-6966-2401 ※日本語、英語のみ

E-mail jouhou-c@ofix.or.jp ※日本語、英語のみ

対応言語 英語、中国語、韓国・朝鮮語、ポルトガル語、スペイン語、ベトナム語、フィリピン語、タイ語、インドネシア語、ネパール語、日本語

留学生及び外国人求職者に対し、英語、中国語、ポルトガル語、スペイン語、ベトナム語、ネパール語の通訳を配置し、職業相談・紹介を行っているほか、事業主の方に対する在留資格の変更等の相談を行っている厚生労働省の機関（ハローワーク）です。

〒530-0017 大阪市北区角田町8-47

阪急グランドビル16階

TEL 06-7709-9465 FAX 06-7709-9468

ご利用時間：10:00～18:00（土・日・休祝日・年末年始休み）

〔通訳の配置時間：13:00～18:00〕

※ 通訳を希望される場合は事前にご連絡ください。

〔外国人雇用管理（在留資格）アドバイザーの

配置時間：10:00～18:00〕

※ 相談を希望される場合は、事前にご連絡の上、ご予約ください。

ホームページ：<https://jsite.mhlw.go.jp/osaka-foreigner>

【QRコードはこちら】



★外国人雇用サービスコーナー（ハローワーク堺内）

本コーナーでは、外国人求職者に対し、きめ細かな職業相談・紹介ができるよう、ポルトガル語、スペイン語、中国語の通訳を配置しています。

※ 通訳を希望される場合は事前に電話でご連絡ください。

ハローワーク堺内 (次頁参照)	072-222-5049	相談時間 13:00～17:00 【土・日・休祝日・年末年始休み】
--------------------	--------------	--------------------------------------

★大阪府内のハローワーク

外国人の雇用状況届出や雇用管理の相談は、管轄のハローワークで受け付けています。

梅田	〒530-0001	大阪市北区梅田1-2-2 大阪駅前第2ビル16F	06-6344-8609 ☉	北区、都島区、福島区、 此花区、西淀川区、 旭区
	大阪新卒応援 ハローワーク	大阪市北区角田町8-47 阪急グランドビル18F ※新規学卒求人のみ受理	06-7709-9455	
大阪東	〒540-0011	大阪市中央区農人橋2-1-36 ピップビル1F~3F	06-6942-4771 ☉	天王寺区、東成区、生 野区、城東区、鶴見区、 中央区のうち安土町、淡路 町、和泉町、糸屋町、今橋、上 町、内淡路町、内久宝寺町、内 平野町、内本町、大阪城、大手 通、大手前、瓦町、神崎町、北 久宝寺町、北新町、北浜、北浜 東、久太郎町、高麗橋、粉川町、 石町、材木町、島町、十二軒町、 城見、船場中央、玉造、釣鐘町、 天満橋京町、常盤町、徳井町、 道修町、農人橋、博労町、馬場 町、東高麗橋、平野町、備後町、 伏見町、船越町、法円坂、本町、 本町橋、松屋町住吉、南久宝寺 町、南新町、南本町、森ノ宮中 央、錦屋町、龍造寺町、 谷町1~5丁目
大阪西	〒552-0011	大阪市港区南市岡1-2-34	06-6582-5271 ☉	西区、港区、大正区、 浪速区、中央区のうち 安堂寺町、上本町西、東平、上 汐1~2、中寺、松屋町、瓦屋 町、高津、南船場、島之内、道 頓堀、千日前、難波千日前、難 波、日本橋、東心齋橋、心齋橋 筋、西心齋橋、宗右衛門町、谷 町6~9丁目
	ハローワークプラザ 難波 求人コーナー	大阪市中央区難波2-2-3 御堂筋グランドビル4F	06-6214-9226	
阿倍野	〒545-0004	大阪市阿倍野区文の里1-4-2	06-4399-6007 ☉	住之江区、住吉区、 西成区、阿倍野区、 東住吉区、平野区
淀川	〒532-0024	大阪市淀川区十三本町3-4-11	06-6302-4771 ☉	淀川区、東淀川区、 吹田市
堺	〒590-0078	堺市堺区南瓦町2-29 堺地方合同庁舎1~3F	072-238-8301 ☉	堺市
布施	〒577-0056	東大阪市長堂1-8-37 イオン布施駅前店4F	06-6782-4221 ☉	東大阪市、八尾市
岸和田	〒596-0826	岸和田市作才町1264	072-431-5541 ☉	岸和田市、貝塚市
池田	〒563-0058	池田市栄本町12-9	072-751-2595 ☉	池田市、豊中市、 箕面市、豊能郡
泉大津	〒595-0025	泉大津市旭町22-45 テクスピア大阪2F	0725-32-5181 ☉	泉大津市、和泉市、 高石市、泉北郡忠岡町
藤井寺	〒583-0027	藤井寺市岡2-10-18 DH 藤井寺駅前ビル3F	072-955-2570 ☉	松原市、柏原市、 羽曳野市、藤井寺市
枚方	〒573-0031	枚方市岡本町7-1 枚方ピオルネ6F	072-841-3363 ☉	枚方市、寝屋川市、 交野市
泉佐野	〒598-0007	泉佐野市上町2-1-20	072-463-0565 ☉	泉佐野市、泉南市、 阪南市、泉南郡
茨木	〒567-0885	茨木市東中条町1-12	072-623-2551 ☉	茨木市、高槻市、 摂津市、三島郡島本町
河内長野	〒586-0025	河内長野市昭栄町7-2	0721-53-3081 ☉	富田林市、河内長野市、 大阪狭山市、南河内郡
門真	〒571-0045	門真市殿島町6-4 守口門真商工会館2F	06-6906-6831 ☉	守口市、大東市、 門真市、四條畷市

※☉マークのあるハローワークでは、音声ガイダンスによる電話案内を実施しています。

わかりにくい点がありましたら、最寄りのハローワーク（公共職業安定所）まで
お問い合わせください。

